

平成26年～令和4年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	1	11_その他	一般市	山鹿市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行規則第15条第2項	地方自治法施行規則に定める歳出予算節の義務付けの規制緩和	地方自治体の歳出予算の節について定めた地方自治法施行規則第15条第2項「節の区分は、別記のとおり定めなければならない」の規定について、地方自治体において任意の節の設定が可能な制度とする。	現行、地方自治法施行規則において、歳出予算の執行科目(節)が義務付けられている。このため、地方自治体の財政状況を把握するために総務省が実施する地方財政状況調査(決算統計)その他予算・決算関連事務において、当該執行科目を当該調査項目に応じて分析する必要がある。【決算統計上の分類(地方自治法上の節):人件費(給料、職員手当等)、物件費(賃金、旅費、需用費等)、補助費等(報償費、役員費のうち保険料、負担金等)、普通建設事業(給料、職員手当等、委託料、工事請負費等)】。また、近年、財政のマネジメント強化のため、総務大臣から統一的な基準による地方公会計の整備促進、具体的には固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成、予算編成等への積極的活用が要請されている。固定資産台帳や複式簿記の運用に当たっては、歳出予算の執行科目(節)を複式簿記上の収益的支出と資本的支出に分析する必要がある。両事務とも、ICTを活用することで、分析の省力化が図られるものの、分析そのものの削減には至っておらず非効率的な面がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	2	11_その他	一般市	笠間市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第13条第1項	市内における衆議院議員小選挙区の区割りの見直し	笠間市は、平成18年3月に旧笠間市、旧友部町、旧岩間町の1市2町が合併し1つの自治体となったが、衆議院議員小選挙区の区割りは、旧笠間市の区域が1区、旧友部町と旧岩間町の区域が2区となっており、笠間市に2つの選挙区が存在している。これを1つの選挙区となるよう区割りの見直しを要望する。	投票所及び開票所ともに、1区と2区に分けて設置及び開票を行わなければならない、選挙事務全般において、煩雑な事務となっている。期日前投票では、選挙区ごとの投票所での投票を行わなければならない、旧笠間地区の市民が本庁舎(旧友部町)で投票をしようとしても、選挙区が異なるため、投票できない。市民から見れば、同一市内でなぜ期日前投票ができないのか、不満が出ている。選挙人が市内で住所変更を行った際に、選挙区の変更が生じることがあり、混乱をきたすことがある。	—
H29	3	11_その他	都道府県	神奈川県	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律第2条第6項、第16条 地方自治法第244条の2第1項、第3項	公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に 関して手続の見直し	公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して、手続の見直しにより、条例の簡潔化、事務の簡略化がなされるよう見直しを求める。	公の施設に、財産の使用許可などを伴うコンセッション方式を導入する場合、利用許可権限の委任に当たり、PFI法による運営権の設定に加えて地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重量適用)という、2つの法律に基づく手続を要するが、条例の規定が複雑であること、事務手続が煩雑であることから、速やかな導入が行えずにいる。	—
H29	4	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条	児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和	保育所における外部搬入については5年以上前から特区等の活用によって取り組まれてきており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めてもらいたい。外部搬入については、食育等に配慮しながらも、人口・予算規模に鑑み、地域の実情に応じた運営がなされるように基準を緩和することにより、児童発達支援センターの整備が促進され、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられるようになることが求められる。	児童発達支援事業等には営利企業や特定非営利活動法人が多く参入しているなか、地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターの必要性は市町村においても高まっており、厚生労働省においては人口10万人規模に1ヶ所以上を目安としており、さらなる充実が求められている。しかしながら、平成29年4月現在、本県所管域(指定都市及び児童相談所設置市を除く)の人口は約280万人であるところ、児童発達支援センターの設置数は14件にとどまっている。整備が進まない理由のひとつとして、建物の構造や整備費用等の関係から調理室を設けることが困難であることが挙げられている。実際に、管内のある自治体では、既存公有財産を活用し、必要性の高まっていた児童発達支援事業を実施することを検討した際、建物の構造や整備費用等の関係から設備改修により調理室を設けることが困難であること等の事情から、当該地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターとしての設置を諦め、地域の民間事業者と同様にセンターではない児童発達支援事業所とした事例があった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	5	09_土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建設業法第5条、第11条、第12条、第27条の26、第27条の28、第27条の29、第44条の4 建設業法施行規則第6条、第7条の2、第8条、第11条、第19条の6、第20条、第21条の2	建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類の都道府県の經由事務の廃止	国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類について都道府県知事を経由しなければならないこととされている建設業法第44条の4の規定を改正することにより、都道府県の經由事務を廃止し、国土交通大臣への許可申請書その他の書類の提出先を所管の地方整備局等に一本化することを求める。	・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月数百件にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。 ・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の経営事項審査申請書及び再申請書が毎月数十件(年間数百件)にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。 ・許可申請書及び届出書の提出先は都道府県、確認書類の提出先は地方整備局等に直接送付となっているが、申請者からは、窓口が一本化されておらず分りにくいといった苦情がある。 ・国土交通大臣許可申請又は経営事項審査の申請にあつては登録免許税又は収入印紙を、都道府県知事許可又は経営事項審査にあつては県収入証紙を書類に貼り付けて提出することとされているが、窓口が都道府県となっていることから申請者が混同し、国土交通大臣の申請書に誤って県の収入証紙を貼りつけて提出されたケースが発生している。 ・都道府県が申請書提出後の書類審査等の進捗状況について申請者から問い合わせを受けることがあり、地方整備局に問い合わせるよう案内をしても、都道府県が関知していないことについて理解が得られなかったケースがあったなど申請者側が混同している事例がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	6	02_農業・農地	都道府県	岡山県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	林業種苗法第24条	林業種苗法によるスギ苗木の配布区域指定に係る規制緩和	林業種苗法によるスギ苗木の配布区域指定に係る規制緩和	林業種苗法により、スギ種苗の配布区域が指定され、広域での少花粉苗木の融通が制限されている。そのため、育苗が進まない地域で少花粉苗木による造林が進まないなど花粉発生源対策が滞っている。	—

※空白セルの案件については、措置結果(水色タイトル帯)の部分について未対応です。

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (v)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。 ・児童福祉施設における食事の提供(同省令11条)のうち、児童発達支援センター(43条)については、児童発達支援センターにおける食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【国土交通省】 (3)建設業法(昭24法100) 二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(44条の4)については、廃止する方向で、地方公共団体及び事業者の意見を聴きつつ、申請手続の電子化に関する検討と併せて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【国土交通省】 (2)建設業法(昭24法100) 二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(44条の4)については、廃止する。その際、申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする。</p>	<p>「二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(44条の4)については、廃止する。その際、申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする。」旨を閣議決定した。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第9次地方分権一括法案)」について第198回国会に提出、令和元年5月31日に成立した。令和2年4月1日に施行した。</p>	<p>【国土交通省】国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る都道府県經由事務の廃止について(通知)(令和元年11月1日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29futsuchi.html#h29_5</p>	<p>国土交通省不動産・建設経済局建設業課</p>
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	7	03_医療・福祉	一般市	小都市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第1号 介護保険法施行令第42条	後期高齢者医療保険料の年金特別徴収の変更希望制度導入	後期高齢者医療保険料の徴収について、被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにすることを求める。	後期高齢者医療保険料の徴収において、「介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額」が「年金受給額」の2分の1を超える者は、後期高齢者医療保険料の特別徴収の対象外とされている。ここでいう「年金受給額」は、「年金保険者や年金種別により定められた優先順位が第1位の年金の受給額」であり、「優先順位が第2位以下の年金の受給額」の方が高額であっても考慮されない。このような制度であることから、半年ごとに特別徴収と普通徴収の切り替えを繰り返す事例もあり、特別徴収を希望する被保険者からの苦情が相次いでいるほか、納付し忘れによる滞納が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	8	02_農業・農地	都道府県	島根県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号) 多面的機能支払交付金実施要綱	日本型直接支払制度における多面的機能支払を推進するうえでの、支援要件の緩和	日本型直接支払制度における多面的機能支払を推進するうえでの、活動組織の合併に係る支援対象要件を緩和していただきたい。	島根県の中山間地域においては、水路系統ごとに多面的機能支払の活動を行っていることが多く、県内における活動組織の3割が10ha未満の活動組織となっている。これらの小規模な活動組織においては、高齢化に伴い役員又は事務担当者を確保できず活動を取りやめる組織の発生が心配されるため、対応策の1つとして組織の合併を推進している。現状では、広域化の前段階として、近隣組織との小規模な合併をまずは行うケースが多くなっている。一方で、小規模な合併でも合併に係る調整や会合に係る経費は広域合併と同様にかかっているが、現行制度では、活動組織が大規模な合併をする際に助成を受けられる制度となっており、また多面的機能支払交付金実施要綱(別紙5)広域活動組織第3規模2において、「地域の状況において100ha以上200ha未満の範囲で協定の対象と区域の規模を別に定めることができる」とされているため、島根県では「要綱基本方針」において、生産条件の不利な農用地等の要件を満たす場合は、広域協定の対象とする区域を下限の100haと定めているが、それでも組織の合併に際して、面積要件がクリアできていない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka-vosan.html
H29	9	06_環境・衛生	中核市	長崎市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第6号	一般廃棄物(尿尿)の処理手数料徴収を委託した場合における制限の緩和	一般廃棄物(尿尿)の収集運搬等を委託する場合に、収集作業に直接従事した者が手数料の徴収も行えるようにすること。	一般廃棄物(尿尿)の収集業務を委託している民間業者においては、収集作業に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することができない。このため、現在一部地区を除き徴収業務は委託せず市自らが納付書を送付し払い込ませる方法で手数料を徴収しているが、収集から請求までの時間が空くこと、また利用者と請求者(市)が直接対面しないことで支払に対する義務感が薄くなりがちであり、このことが未収金発生の要因のひとつになっている。また、徴収業務を委託している地区においても、収集作業と徴収業務は別途人件費や交通費を積算する必要があり、経費が高くなる。なお、収集時の手数料の徴収の禁止は、手数料の不正徴収を予防するためと承知しているが、現在、民間業者の中で尿尿回収の自動計量システムにより不正徴収できない仕組みの導入例があり、技術的に解決できると考えられる。また、私人による公金の取扱いが拡大している中、直接徴収を禁止する必要性がないものと考ええる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	10	01_土地利用(農地除く)	中核市	長崎市	警察庁、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	駐車場法施行令第7条第2項	駐車場法施行令第7条第2項第1号の適用除外項目の拡大	駐車場法施行令第7条に規定されている駐車場出入口設置に係る基準について、第2項に規定されている適用除外の項目を拡大すること。	駐車場の駐車面積が500㎡以上である路外駐車場においては、駐車場法施行令第7条第1項により、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」などについて出入口の設置が制限されている。長崎市においては、市内中心部の商業地などにおいて、路面電車の停留場の間隔が狭く、また、路面電車停留場については、安全地帯と定義されていることから、軌道に面した多くの区域が、駐車場出入口を設けることができない区域となっている。長崎市中心部の思案橋電停付近において、建設当時は適法で整備されたが、電停の延長が行われた結果、現在、既存不適格建築物(駐車場として使用中)となっている路外駐車場がある。当該駐車場においては、変更届けが必要な改良(駐車台数の変更等)又は再度路外駐車場として建替等が発生した場合、出入口に関する技術的基準の要件を満たさない。本市の路面電車の停留所においては、道路の中央に設置しているものの、車両の進入を防ぐ防護柵等が設置されており、駐車場出入口が近辺にあったとしても、交通安全及び交通の円滑化については、確保できるものと考えている。また、駐車場出入口を路面電車の停留所(安全地帯)の左側に設置する場合は、反対車線からの右折入庫ができず、入出庫は左折のみとなり、道路交通への影響は少ないと考えられる。今後、建築物の更新を計画する時点で、路面電車の停留所が支障となり、駐車場法の技術的基準を満たす箇所がなく、駐車場の設置や計画自体が困難となるケースが想定される。それぞれの地域の事情に柔軟に対応ができるよう、道路管理者及び交通管理者の意見を伺ったうえで、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」についても、駐車場法施行令第7条第2項の適用除外の対象となるよう制度の緩和が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	11	05_教育・文化	中核市	長崎市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校施設環境改善交付金交付要綱	長寿命化推進のための補助対象範囲の拡大	公立学校施設の大規模改造(老朽)において、躯体の長寿命化に影響する屋上防水事業等についても補助対象となるよう、対象範囲を拡大すること。	【支障事例】公立学校施設の大規模改造において、外壁改修工事、屋上防水事業等を行う場合には足場工が必要となるが、現在は外壁改修工事のみが補助対象となっている。そのため、躯体の長寿命化に大きく影響する屋上防水事業等について、外壁改修工事と同時施工ができず、足場工に係る工事費がかさみ、非効率となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka-vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
6【国土交通省】 (15)駐車場法(昭32法106) 道路のまがりかどから5m以内の部分、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分並びに路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分における路外駐車場の出入口の設置規制(施行令7条)については、安全対策を講ずること等により、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、路外駐車場の出入口の設置を可能とし、平成30年中に必要な措置を講ずる。	-	-	【国土交通省】駐車場法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第354号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_10	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	12	01_土地利用(農地除く)	一般市	舞鶴市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号に規定の区域区分に関する都市計画について、定める者を市町村とすること	①主体的なまちづくりと市民への説明責任 区域区分の設定に関するまちづくりについて、意見をもった市民がいるとしても、区域区分の決定は京都府が行うため、市としては、そうした意見に限定的な回答しかできない場合もある。 ②時間短縮による事務の簡素化と効率化 京都府に決定権限があるため、公聴会を経て市民意見を取り入れた原案を府の都市計画審議会に付議する前に、府の関係所管との事前協議や調整に多くの時間が必要とされる。 ③地形的特性 舞鶴市の様に、一市一都計であり、隣接市町村と市街化区域が接していない場合、広域的な見地から区域区分の決定は必要ないと考える。	—
H29	13	03_医療・福祉	一般市	豊川市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	放課後児童支援員の要件の緩和	・児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した経験があり、放課後児童支援員となる場合に、高等学校卒業業者等の要件の範囲を中学校卒業業者まで拡大する。 ・中学校卒業業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする。	○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。 現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ②高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童認定資格研修の受講が認められていない。 ○本市には、約10年間放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者(男性、30代)がおり、その者の勤務日に子どもたちが放課後児童クラブに行きたいというほど、子供から慕われていて、リーダー的な業務もやっている。 家庭の事情等で、高校を中退しており、素行が悪いわけではない。 高等学校の卒業資格を得るにも、放課後児童クラブの勤務がほぼ毎日あるため難しく、支援員としての資格がないため、長期間放課後児童クラブで働いたキャリアがあるのに、勤務を継続するモチベーションが下がっている。 ○保育士資格の場合、5年以上の実務経験があれば、中卒者であっても、保育士試験の受講資格を認められるため、同様に既存の2年間の実務経験に上乘せする等により、中学校卒業業者にも支援員研修の受講資格を認められないか。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu/kekka.html
H29	14	03_医療・福祉	一般市	狛江市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条	小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業者の員数の基準の緩和	小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業者の員数の基準を緩和する。	当市にある小規模多機能型居宅介護事業所において、事業開始当初より職員を募集しているが、1年以上経った現在でも職員が足りないため、事業所が開始当初に想定していた体制で事業を行うことができず、事業の実施に支障をきたしている。 また、現行の基準では採算性が良くないこともあり、利用したいという人のニーズに応えられないケースもある。 当市としては、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる仕組みの充実に向けて小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めていきたいが、介護人材の不足等によって、サービスを必要とする人へのサービス提供がなかなか進まない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu/kekka.html
H29	15	03_医療・福祉	一般市	狛江市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第4項 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第5条第4項	訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準の緩和	訪問介護のサービス提供責任者について、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の訪問型サービスAとの兼務が可能となるよう基準を緩和する。 ※総合事業の現行の訪問介護相当のサービスについても同様に訪問型サービスAとの兼務が可能となるよう基準を緩和する。	指定訪問介護事業所が総合事業の訪問型サービスAを実施する場合、訪問介護のサービス提供責任者(以下「責任者」という。)が訪問型サービスAの責任者等と兼務できないため、訪問介護の責任者と訪問型サービスAの責任者をそれぞれ配置する必要があるが、「介護人材の不足により、責任者の確保は難しい」との声が事業者からあがっている。 本市としては、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援に向けて、訪問型サービスAについても推進を図っているが、人材確保の面から訪問型サービスAの実施に難色を示している事業所も多いため、対応に苦慮している。 ※総合事業の現行の訪問介護相当のサービスと通所型サービスAを同一事業所で実施する場合についても同様の支障がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。					
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (ii)小規模多機能型居宅介護については、当該サービスの普及等を図る市町村の参考となるよう、安定的な事業の運営に向けた小規模多機能型居宅介護事業所の取組事例を、市町村に平成29年度中に周知する。	—		【厚生労働省】安定的な事業の運営に向けた小規模多機能型居宅介護事業所の取組事例について(平成30年3月30日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_14	
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (iii)指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37)5条2項)等については、指定訪問介護の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するサービスに限る。)と介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス(訪問型サービスA)に限る。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同一の人物がサービス提供責任者の業務に従事することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—		【厚生労働省】指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の兼務について(平成30年3月30日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_15	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	16	03_医療・福祉	一般市	狛江市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】問12	通所介護のサービスと通所型サービスAを同一事業所において実施する場合における定員の基準の緩和	通所介護を実施する事業所が介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の通所型サービスAを実施する場合における定員の要件を緩和する。 ※総合事業の現行の通所介護相当のサービスと通所型サービスAを同一事業所で実施する場合についても同様に定員の基準を緩和する。	通所介護と通所型サービスAを一体的に実施する場合、通所介護の利用定員と通所型サービスAの利用定員は別に定めることとされている。そのため、それぞれのサービス利用者の状態が変化した場合を受け、もう一方のサービスに変更しようとした際に、受け入れる方のサービスにおいて利用者数が定員を満たしている場合、違う事業所の利用を促さざるを得ない。そうなった場合、利用者にとっては通いなれた事業所から違う事業所に変更せざるを得ない。そういったことを避けるため、事業所によっては、定員に対する利用者数に余裕をもたせて受け入れを行っているところもある。 また、別々に定員を定めているため、サービス利用の変更の際の変更届の作成・提出・受理に係る事務が煩雑になっている。 ※総合事業の現行の通所介護相当のサービスと通所型サービスAを同一事業所で実施する場合についても同様の支障がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	17	03_医療・福祉	施行時特例市	茅ヶ崎市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第4条 児童扶養手当法施行規則第11条 『児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について』(厚生省児童家庭局企画課長通知 昭和48年 児企第28号)	児童扶養手当において転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きの規制緩和	転出と同時に児童扶養手当が資格喪失となる場合に転出前の自治体で資格喪失手続きができるようにされた。	児童扶養手当受給者が東京都で資格喪失届を提出せずに神奈川県茅ヶ崎市に転入し、転入と同時に事実婚関係が生じたため、神奈川県茅ヶ崎市では児童扶養手当の申請は行わなかった。その後、事実婚が解消され、再び東京都の前住所地へ転入した際に児童扶養手当申請を行ったが、資格喪失届が東京都でも神奈川県茅ヶ崎市でも提出されていないため、児童扶養手当の再認定を行うことができなかった。この場合、資格喪失届の提出先は事実婚状態の始期により判断すべき事例と考えられるが、東京都は転入後に事実婚状態となったと考え、神奈川県は事実婚状態となったことで転入したと考えており、いずれの解釈も成り立つ事例であることから、自治体間で意見を調整することが困難であった。 自治体による事実確認が原則であると考えつつも、当該事例は自治体をまたがる問題で、自治体毎に対応が異なってしまうと国民に不利益をもたらすものであり、有権解釈権のある国としての解釈を、通知等により明確にして頂きたい。 その上で、支給認定を行っていない自治体が資格喪失届出を受け付けることは不合理であり、システム処理にも多大な支障があるため、当該事例のように転居と資格喪失が同時の事例であって、二重の解釈が可能である場合においては、一律に支給認定を行った旧住所地において資格喪失届出を受理すべきものと整理していただきたい(一都三県のうち、東京都以外の県では同様に処理している。))。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	18	11_その他	一般市	今治市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則	国民健康保険事務における申請・届出等へのマイナンバーの記入の見直し	平成27年9月29日付で改正された国民健康保険法施行規則において、マイナンバーを記入することが定められた申請・届出等には、マイナンバーの利活用が想定されないものが含まれている。 そのため、情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出等以外にマイナンバーの記入を義務付ける部分を削除するよう求める。	【支障事例】 マイナンバー制度が導入されたことにより市役所窓口で住民が記入する各種申請等にマイナンバーの記入が義務付けられたが、制度の説明および記入に際し必要な本人確認等のため、制度導入前に比べ受付にかかる時間が1件あたり平均約1分程度増大し、受付事務が煩雑化するとともに、市民の待ち時間が増え窓口が混雑するようになった。 当市の国民健康保険窓口では月500件以上の高額療養費の支給申請を受付しているため、500分の業務時間増である。 申請者がマイナンバーカードを持参していないなどの理由で記載できない場合は同意を得て住民基本台帳等により職員が確認・記入することも認められているが、その説明にも時間がかかる上、住民基本台帳システムの画面からマイナンバーを目視確認して手書きで記入するという余分な事務が生じる。 公平な負担と給付の実現および手続の簡素化等のためマイナンバーの活用は有効なものであるが、対象となる業務は国民健康保険の各種の給付や資格の申請・届出のみならず、被保険者証の再発行など軽微な手続でも記入が必要とされており、住民に対し必要性を説明できない。 結果としてマイナンバー導入の目的である「行政の効率化」「国民の利便性の向上」を損なっている。 また記入済み申請書の保存にも十分な管理体制が求められるため、必要な空間や設備の確保に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	19	03_医療・福祉	中核市	豊田市	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める法令第13条第2号	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報の追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、道府県民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、さらに経済的理由によりその費用を負担が出来ないと認める要件も市町村の裁量にまかされている。しかしながら、経済的理由により負担できない者(実費徴収をしない者)については、市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報を鑑みながら、判断している事例が多いと考える。そのため、経済的理由により実費負担ができない者の資格確認ができないと、生活困窮者と考えられる者へさらに予防接種費用を負担させることになるため、接種率の低下が起こり、ひいては感染症の発生及びまん延防止の効果が軽減すると考える。 なお、予防接種法の逐条解説においても、「経済的理由により負担できない者の数については、市町村民税の課税状況や生活保護世帯数等を勘案して、概ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにもかかわらず、番号法で情報照会できないのは矛盾している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (20) 児童扶養手当法(昭36法238) (ii) 児童扶養手当に係る受給資格喪失の届出については、交際相手との同居等を理由に転出し、転出と同時に事実婚関係となった場合で、児童扶養手当受給者より申出のあった事実婚関係の発生日と当該者に係る住民基本台帳上の転出日及び転入日が同日であった場合、施行規則11条の規定に基づき、転出元の地方公共団体で資格喪失届を受領し、転出先の地方公共団体への異動等の確認をもって、転出元の地方公共団体による資格喪失手続ができることについて、地方公共団体に平成30年中に通知する。	—	—	【厚生労働省】児童扶養手当資格喪失届の取扱いについて(平成30年3月23日付け事務連絡)	—	—
6【内閣府(20)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i) 国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの可否について関係府省が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【内閣府(13)(iv)】【厚生労働省(32)(iii)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・国民健康保険法施行規則(昭33 厚生省令53)に規定する被保険者証(同令7条1項)等	被保険者証等の再交付申請において、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。	【厚生労働省】国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(令和元年9月30日付け老発0930第1号、保発0930第9号厚生労働省老健局長、保険局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosvu/2017/h29fu_suchi.html#h29_18	内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省保険局国民健康保険課、 高齢者医療課
6【内閣府(20)】【総務省(15)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii) 予防接種法(昭23法68)による予防接種の実施に関する事務(別表2の16の2)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務(別表2の18)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。	—	予防接種法に基づく実費の徴収に関する事務について、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の情報連携を可能とした。	【内閣府】【総務省】令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月24日付け府番第182号、総官参第61号内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官通知) 【厚生労働省】令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月25日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosvu/2017/h29fu_suchi.html#h29_19	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省健康局健康課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	20	03_医療・福祉	中核市	豊田市	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。別表第2の項番16の2の項に係る主務省令第12条の2に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報は、予防接種に関する記録に関する情報がある。しかし、予防接種の実施にあたり、予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者のうち、60歳以上65歳未満の対象者選定を行うに当たっては、身体障害者手帳の交付に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めているが、障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の交付に関する情報を確認することが、対象者選定を行うに当たっても適切であると考えられる。政令に記載されている資格要件を確認するために、毎度、身体障害者手帳を提示してもらうことは住民にとって負担である。また、厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されているにもかかわらず、情報照会できないのは矛盾している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	21	09_土木・建築	中核市	豊田市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法施行規則第4条の5の5	地方自治体の裁量により健全性に応じた効率的な橋梁点検を可能とする点検手法・頻度等の弾力化・事務の簡素化	初回点検を除く近接目視点検結果の健全性がⅠと診断された橋梁(跨線橋、跨道橋を除く)については、健全性に応じた地方自治体の裁量で適切なサイクルで点検し、また小型無人機の新技術を活用した近接目視以外の点検手法を導入し、効率的かつ安全性の高い橋梁点検を可能とするよう、道路法施行規則第4条5の5において一律に定められている点検手法・頻度の弾力化など事務の簡素化を求める。	点検は5年に1回の頻度で行うことを基本としているため、点検結果に関係なく恒久的に点検を実施していくことになる。点検における健全性診断の判定結果がⅢとなった場合には早期の補修が必要となるなど、点検結果に応じた補修が必要になることに加え、長寿命化修繕計画に則った補修も実施しなければならないため、点検だけでなく補修にも人員が必要となる。また、点検にあたっては近接目視によることを基本とされているため、橋梁の部材の構造上、点検車等からの目視が困難な場合、足場の設置やロープアクセスを実施することとなるが、設置や撤去に時間を要し、かつ転落事故等の危険性が高いことから、安全かつ効率的な点検に支障を来す。豊田市では、約1,200件の橋梁を管理しており、年間約240件の橋梁を点検しなければならず、また今後、老朽化が急速に進む中では、全ての橋梁に対し一律に同品質の点検・補修を行っていくことが困難である。以上のことから、橋梁の状態や健全性に関係なく、一律に、近接目視で5年に1回の点検を実施するのは非効率的であるため、地方自治体の判断により健全性に応じた点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。例えば、初回点検を除く近接目視点検結果で健全性がⅠと判定された橋梁(笹子トンネル天井板落下事故のように第三者被害を招くような跨線橋、跨道橋を除く橋梁であり、重要度が低い橋梁)については、自然災害や地域的な気象条件など特別な事情がない場合に限り、橋梁点検全体の質が低下しない範囲内で、当該橋梁の健全性に応じて地方自治体の裁量で点検頻度を定められるようにし、点検手法についても近接目視以外の方法(例えば、小型無人機等での映像確認等)を取り入れることが可能となるようにされたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	22	11_その他	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道法	水道法に基づく給水区域の縮小に係る許可基準の明確化	水道法において、区域内から給水申請の申し込みがあった場合、地形等の諸条件から上水道管の新設または施設の増設に膨大な費用がかかることが想定されても、拒否することができないと定められている。そこで、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化を求める。	山間部にある事業所から給水申請の申し込みがあり、現行の水道法では拒否することができないため、給水に使用する井戸の掘削に1,000万円程度の建設費が掛かった。更に近年、水質異常の兆候が見られるため水質浄化の簡易装置3,000万円(ランニングコストは別途)を新設する計画がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	23	10_運輸・交通	施行時特例市	上越市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第79条の4第1項第6号 道路運送法施行規則第51条の9 市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成18年国自旅第141号) 自家用有償旅客運送についてよくあるご質問	市町村運営有償運送における持ち込み車両の使用を可能にする	市町村運営有償運送で使用される車両について、運行委託先の企業等が用意する車両を使用することができることとして頂きたい。	自家用有償運送(市町村運営有償運送(交通空白地)の実施にあたって、市町村は、運送に必要な自動車を手配することとしているが、保有車両では対応できない突発的な事態も想定されるほか、これに対応するための予備車両を保有することは効率的ではなく、また車検などにより定期的に運送に使用する自動車が使えなくなる期間もあるため、特に通常運行する車両の代替車両について、運行委託先の企業等が用意する車両を用いることも可能として頂きたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	24	11_その他	一般市	中津川市	総務省	B 地方に対する規制緩和	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準における包括承認事項の条件緩和	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準において、包括承認事項に該当する条件として、第22(1)①において、経過年数が「10年以上」とあるところを、「概ね10年」への改正	当市では平成19～21年度に地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して市全域に光ファイバ網を整備し、市民に対して民間業者からインターネットアクセスサービスを提供しているが、維持管理費が使用料を上回り公費負担が重い状況であるため、初年度整備より10年を経過するタイミングで、引き続きサービス提供してもらうことを条件に、設備を現サービス提供会社に無償譲渡する予定である。しかし、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第22(1)①において、包括承認事項に該当するには経過年数が「10年以上」との定めがあるため、3か年で市全域に整備した設備を10年経過した財産ごとに区分して譲渡しなければならず、財産の区分けや、その間の設備維持において市と譲渡先である民間業者の分担が困難となることから、整備施設全てが10年を経過するのを待って譲渡しなければならない。については、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第22(1)①において、経過年数が「10年以上」とあるのを、「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」とおり、「概ね10年」とし、一体の設備については10年に満たなくても包括承認事項に該当するものとしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣府】【総務省(15)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii) 予防接種法(昭23法68)による予防接種の実施に関する事務(別表2の16の2)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務(別表2の18)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	-	<p>予防接種法に基づく実費の徴収に関する事務について、障害者関係情報の情報連携を可能とした。</p>	<p>【内閣府】【総務省】令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月24日付け府番第182号、総官参第61号内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官通知) 【厚生労働省】令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月25日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_20</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省健康局健康課</p>
<p>6【国土交通省】 (12) 道路法(昭27法180) (ii) 地方公共団体による橋梁等の点検については、以下のとおりとする。 ・橋梁等の点検を支援する新技術については、その開発を促進するとともに、活用可能なものから随時現場への導入を図ることとし、新技術を導入する際には、道路メンテナンス会議等を通じて、当該技術に関する地方公共団体への周知を図る。さらに、現在、導入を検討しているものについては、早ければ平成30年度からの現場導入を目指し、技術検証を進める。 ・橋梁等の点検に係る支援措置については、引き続き、技術面(地方公共団体等の職員に対する研修等)や財政面での支援を行うとともに、実施体制面での支援として、地域一括発注の一層の活用促進を図る。 ・点検の頻度(施行規則4条の5の5)を含む定期点検の在り方については、平成26年度から開始した5年に1度の定期点検の一巡目の実施状況を踏まえ、平成29年中に専門家の意見の聴取を開始し、国民の安全確保を前提としつつ、地方公共団体が持続可能で、かつ、実効性ある点検を実施することができるよう、地方の意見も聴きながら早期に結論を得るべく検討を進める。</p>	<p><平30> 6【国土交通省】 (13) 道路法(昭27 法180) (i) 地方公共団体による橋梁等の定期点検の在り方については、専門家の意見を聴取した上で、地方公共団体が持続可能かつ実効性ある点検を実施することが可能となるよう、点検の効率化や合理化を図り、2018 年度中に定期点検の見直しを行う。</p>	<p>点検要領を改正し、特定の構造の橋梁については点検手法を効率化・合理化することができること等を示した。</p>	-	-	<p>国土交通省道路局路政課</p>
<p>6【厚生労働省】 (18) 水道法(昭32法177) 人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等の課題を踏まえた水道法の見直しに合わせて省令等を改正し、給水区域を縮小する場合の手続及び許可基準を明確化するとともに、「水道事業等の認可の手引き」を改正するなどの方法により、具体的かつ詳細な手続及び許可基準を地方公共団体等に周知する。</p>	-	<p>水道法に基づき給水区域を縮小する場合の手続及び許可基準を明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】水道法施行規則の一部を改正する省令 【厚生労働省】水道事業等の認可等の手引き(令和元年9月) 【厚生労働省】改正水道法等の施行について(令和元年9月30日付け薬生水発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_22</p>	<p>厚生労働省医薬・生活衛生局水道課</p>
<p>6【国土交通省】 (8) 道路運送法(昭26法183) (vii) 自家用有償旅客運送(78条)に係る運行委託先の企業等や個人からの持込み車両の使用については、市町村が主体となる自家用有償旅客運送において使用可能であることを地方公共団体に通知する。 〔措置済み(平成29年8月31日付け国土交通省自動車局長通知)〕 (viii) 自家用有償旅客運送に係る運行委託先の旅客自動車運送事業者の事業用車両については、本来の事業の用に供することを妨げない範囲で持ち込むことが可能であること及びその場合の留意点を明確化し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>	-		<p>【国土交通省】市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成30年3月30日付け国自旅第333号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_23</p>	
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	25	03_医療・福祉	町	長洲町	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	○児童福祉法 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号) ○放課後子ども教室推進事業等実施要綱	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	本町では、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるよう、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通のプログラムを実施)しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士よりも処遇が低く、確保が困難な状況である。また、放課後子供教室の職員である学習アドバイザーは、教職を目指す大学生や地域で活躍している様々な分野の方で、ボランティアのようなものであり、毎回人材の確保に苦慮している。現在は月1回程度一体型として実施しているが、両事業の人材の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体的に実施する回数を増やすことができない。厚生労働省は、放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国約1万か所以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点で調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、3549か所であり、一体的な取組みを進める上での課題として、人材の確保が困難(都道府県:83.0%、市町村62.1%)であることが最も多く挙げられていることから、一体的に実施する際の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができると考える。現行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされているが、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則2人放課後児童支援員を配置することとされており、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業所等の業務と兼務できるとされている。よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員2名(うち1人は補助員でも可)と安全管理員兼学習アドバイザー1名の最低3人の配置が必要である。放課後児童クラブを単独で運営する場合に、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員を2人(うち1人は補助員でも可)配置することとされていることから、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際にも、全員で創作活動を行う等プログラムを工夫することで、放課後児童支援員1人と安全管理員兼学習アドバイザー1人の計2人で実施することができると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	26	09_土木・建築	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅市街地総合整備事業制度要綱第25第6項第1号イ及び第7項第1号 小規模住宅地区等改良事業制度要綱第2第2号、第5号、第6号、第11及び第12第2項第4号	空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助条件の緩和	空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助について、「ただし、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものであること。」(小規模住宅地区等改良事業制度要綱第12第2項第4号等)との条件の廃止もしくは見直しを行うこと。	【岡山市の事例】 空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助条件に地域コミュニティの維持再生に10年間活用することが付されている。この条件は、空き家の場所、地域性、町内会等の協力が大きく左右され、かつ改修後10年間の利用計画を考慮する必要があり、所有者にとってハードルが非常に高い。結果、平成27、28年度の実績はなく、町内会等への働きかけを強化したとしても、補助事業の効果は限定的である。一方、空き家の改修及びび活用は、特定空家の増加を防ぐ観点からも重要であり、単独事業として、1年以上の空き家に対して、地域コミュニティの維持再生の条件をはずし、耐震診断や改修後住宅として利活用する等の一定の条件を付した上で、補助を行っている。本事業についての利用件数は増加しており、補助申請者が当初見込みを超え、申請を見送ったケースが発生している。(平成28年度補助実績10件。申請を見送ったケース11件)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka_vosan.html
H29	27	03_医療・福祉	町	長洲町	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	○児童福祉施設設備及び運営に関する基準 ○特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)	保育所等における保育士の配置基準の緩和	児童福祉施設設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)により、従うべき基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日となっている児童の年齢基準日を実年齢に応じること可能となるよう緩和を求める。	保育所における保育士の児童の年齢別配置基準については、児童福祉施設設備及び運営に関する基準に定められており、また、児童の年齢基準日は、国の通知(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号))で定められる年度の初日の前日と同様になっているため、例えば、年度途中から児童の年齢が0歳から1歳になったとしても、0歳児の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなればならず、保育士確保が困難な現状及び出産後の早期就労などによる就労家庭の増加の中、実年齢以上の保育士配置数が必要となり、年度途中の保育所途中入所にあつては、非常に厳しい状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【文部科学省】 (4) 児童福祉法(昭22法164) 「放課後子ども総合プラン」(平26文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (iv) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・「放課後子ども総合プラン」(平26文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省(3)(i)】【文部科学省(2)】 児童福祉法(昭22法164) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和元年6月26日号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和元年6月7日法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fsuchi.htm#h29_25</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (i) 保育所における保育士の配置基準(児童福祉法)設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)33条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。</p> <p>6【内閣府(18)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)5条3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【厚生労働省】「平成29年の地方から提案等に関する対応針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成30年1月19日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	28	03_医療・福祉	都道府県	宮崎県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・地域医療介護総合確保基金管理運営要領 ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条「都道府県計画」	地域医療介護総合確保基金の地域事情に応じた要件緩和	地域医療介護総合確保基金の介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業において対象となる専門職の要件緩和を求める	当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限定されているため、地域の実情を踏まえた取り組みに支障をきたしている。 市町村が実施する地域ケア会議において、個別のケアマネジメント支援が重要であることから、その構成員として、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士に加え、管理栄養士や歯科衛生士なども参加しており、地域課題への解決にはこれらの有資格者が必要不可欠であるが、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職の要件として管理栄養士、歯科衛生士が対象外となっているため、必要な人材の確保に支障が生じている。 今後、ますます高齢者が増えていく状況を鑑みると、有資格者の確保の必要性が増していくと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka_vosan.html
H29	29	07_産業振興	施行時特例市	一宮市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	卸売市場法第2条第2項	小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈については、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であることを明確化していただきたい。	場内における小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈については、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であることを明確化していただきたい。	【提案の背景】 産地の集約化や流通インフラの発達により、市場取扱量が年々減少している。要因は人口の減少や市場外流通の増加もあるが、地方卸売市場はこれに加えて小売業が大規模化し、地方の一般小売店の減少や大規模な取引が可能で中央卸売市場に代表される大規模市場への取引に集約化しているため、地方卸売市場の取引が減少する一方となっている。 買受人数が増加し市場内が活性化するため新たなサービス業等の潜在的な買受人へのPRを行う必要がある。中央卸売市場に比べ知名度に劣る地方卸売市場が地域に根付いたその存在の認識を得ることがPRに繋がる。 また、市民への地方卸売市場への理解度は知名度に比例し、中央卸売市場への理解度と大きく開きがあるため、中央卸売市場と同様なイベント等による一般開放では理解醸成も促進されていない。 【支障事例】 一宮地方総合卸売市場は、現在、市民向けの一般開放を月1回実施し、今年で20年目を迎えており、市民からも好評を得ている。 一方で、本来の市場の利用者である買受人は減少し続け、平成10年度と比較して半数以下になっており、このままの状況が続く場合、将来的には市場としての機能が果たせなくなる恐れがある。 そのような中で、地元JAが市場内に既存関連事業者を集約した新規仲卸棟を計画し、仲卸とともに市民向けの小売も行いたい意向を示したが、所管庁である愛知県へ相談した際に、卸売市場法第2条第2項の規定により「卸売市場とは卸売のために開設される市場」とされており、仲卸業者等による恒常的な小売活動は都道府県毎に弾力的に運用が図れるものではない、との見解が愛知県より示されたため、計画が頓挫している状況である。 本市としては、中央卸売市場に比べ、商品の量や施設規模も小さい地方卸売市場においては、例えば一般市民の入場時間帯や入場禁止箇所を設けることで安全面、衛生面等への懸念は解消されと考えており、各都道府県で地方卸売市場における弾力的な運用が可能であることが示されることにより、地方の特色を生かした市場運営が可能になると考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	30	03_医療・福祉	一般市	中津川市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱	放課後児童クラブ開所日数要件の緩和	放課後児童クラブの年間250日以上の開所日数要件を見直し、運営実態に即した基準にする。	放課後児童健全育成事業の運営費は、子ども・子育て交付金より交付されており、その補助要件の中で放課後児童クラブの開所日数は250日以上であることが規定されている。しかしながら、平成28年度の平日の日数は244日であり、平日だけの開所の場合、補助要件を満たすことができない。 本市では、土日に放課後児童クラブを利用する家庭が少なく、放課後児童クラブのニーズが低いため、平日(月～金)開所しているクラブが大半で、必要に応じて土曜日に保育を実施している。しかしながら、警報やインフルエンザなどにより、やむを得ず休所扱いとなる日もあり、補助基準の250日以上を満たすために、ニーズの低い日にも無理に開所するといったことが生じている。また、現行の要件では、250日以上開所の場合と、200日～249日の開所の場合で、補助基準額に大きな差があり、200日開所の場合と249日開所の場合が同列に扱われている。 【参考】 2013年(平成25年)…土日祝121日／平日244日 2014年(平成26年)…土日祝123日／平日242日 2015年(平日27年)…土日祝123日／平日242日 2016年(平成28年)…土日祝122日／平日244日	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
6【農林水産省】 (4)卸売市場法(昭46法35) 地方卸売市場の運用の在り方については、地方卸売市場内で小売活動を行うことを含め、都道府県知事が地域毎の実情を踏まえて判断して差し支えないことを明確化するため、都道府県に改めて周知する。 [措置済み(平成29年9月28日付け農林水産省食料産業局食品流通課長通知)]			【農林水産省】小売活動等を含めた地方卸売市場の運用のあり方について(平成29年9月28日付け農林水産省食料産業局食品流通課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_29	
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	31	03_医療・福祉	都道府県	高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所について、自宅以外のセンターが借り上げた施設においても預かりを可能とすること	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所について、自宅以外のセンターが借り上げた施設においても預かりを可能とすること	【支障事例】 ファミリー・サポート・センター事業は原則会員の自宅で預かりを行うものであり、センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は対象外とされている。しかしながら、当県では、多動性の発達障害があるなど、自宅での預かりが困難である特別な理由があり、センターが借り上げた施設の利用が必要な事例が生じている。 当該ケースでは、子どもが自宅にある物品を破損する可能性が高く、自宅での預かりができない。 【制度改正の必要性】 放課後子ども教室など複数の子どもを預かる他のサービスの場合、多動性の発達障害のある子どもは不穏状態になりやすいため、1:1でサービスを提供するファミリー・サポート・センター事業で預かりを行う必要がある。また、当該自治体には他の受け入れ可能な預かり制度がない。預かりの時間の柔軟性といった観点からも、ファミリー・サポート・センター事業を利用できるようにする必要がある。 会員からは、自宅での預かりに抵抗や不安があるという声があり、地域に開かれた施設での預かりを可能とすることで、子どもの状態にあった場所で預かりを実施することができるとともに、会員の場所の確保の負担が減ることから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりを利用・提供しやすくなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	32	02_農業・農地	指定都市	神戸市(共同提案) 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	○農業振興地域の整備に関する法律第13条 ○同法施行令第10条	農用地利用計画の変更における「軽微な変更」の見直し	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の変更において、農家住宅、農家後継者住宅の設置に伴う変更については「軽微な変更」(政令第10条第1項)としていただきたい。	農家住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦覧が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了までに1年近くの期間を要している。 本市では新規就農者が多い(年間50名程度)が、新規就農者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられる状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	33	03_医療・福祉	一般市	雲南市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条(従業者の員数) 第10条(設備基準)	児童発達支援事業と放課後等デイサービスの合同実施	児童発達支援と放課後等デイサービスにおける人員配置基準及び設備基準について、定員数が少数である場合等には、両事業の指導員又は保育士の兼務及び同一の施設での実施を認めていただきたい。	児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの基準を同時に実施する場合、それぞれの基準について、基準を満たす人員及び設備を確保する必要があるが、市内の児童発達支援事業所においては、人員、設備の制約から当該基準を同時に満たす人員を確保することは困難である。そのため、放課後等デイサービスを実施する間は、児童発達支援事業を実施できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	34	03_医療・福祉	一般市	雲南市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条(従業者の員数)	サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直し	人員等の資源に限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるよう、サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直しを求める。	市内の事業者は奥出雲町、飯南町に本体事業所のサテライト事業所を設置していたが中止することとなり、雲南市付近の奥出雲町、飯南町には、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのサービス事業所がなくなってしまった。児童発達支援の利用児童数が全国的に増加傾向にある中、当該地域においては、「身近な療育の場」たる児童発達支援事業が行われていないため、十分な障害児発達支援が行われていない現状。 その主たる要因としては、本体とサテライトの定員配置等の考え方が地域の実態に適合していなかったことから、事業者において効率的な運営ができなかったと聞いている。 具体的には、いかなるサテライト事業所においても、本体による支援を前提としたサテライトのサービス水準や効率的な運営のガイドラインが示されておらず、結果として本体事業所と同様の人員配置をせざるを得ず、人材を確保することが困難であった。 また、児童発達支援事業の定員算定については、本体事業所の定員とサテライト事業所の定員の合計によることとされており、上記のように本体事業所と同様の人員配置となることで、本体事業所とサテライト事業所はそれぞれの施設で児童発達支援事業を実施している状態であったことから、規模の利益が働かず、事業者にとっては厳しい算定となっている。 以上を踏まえ、奥出雲町、飯南町のような人員等の資源に限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるよう、 ○ 本体事業所との連携により、サテライト事業において、一定の療育の質を担保しつつ、小規模な形態にあった運営が可能となるよう、兼務可能な職員等の明示 または、 ○ 本体事業所とサテライト事業所の定員を合算することは不合理であるので、必要な制度の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (31) 子ども・子育て支援法(平24法65) (i) 子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)の実施については、以下のとおりとする。 ・子どもの預かりの場所については、自宅以外の施設等での預かりが可能であることを明確化し、かつ、原則として援助会員の自宅としている規定を見直すため、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を平成30年4月に改正する。</p>					
<p>6【農林水産省】 (3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農業振興地域整備計画の変更(13条)については、事務手続の迅速化を図るため、以下に掲げる事項について、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 ・市町村による農業振興地域整備計画の変更については、農業への新規参入の促進、後継者の確保等の農業政策上の観点から、農家住宅の建設等の個別の需要に対応するために、随時、機動的に行うことが可能であること。 ・農業振興地域整備計画の案の公告・縦覧(11条)については、その期間が「おおむね30日間」と定められており、市町村の判断により30日間よりも短い期間を設定することが可能であること。 ・都道府県は、農業振興地域整備計画の変更協議等に係る標準処理期間を定め、手続の迅速化に努めることが望ましいこと。 ・農業振興地域整備計画の変更手続と農地転用許可(農地法(昭27法229)4条及び5条)の手続を並行して進めることにより、農地転用許可までの期間の短縮が可能であること。</p>	—		<p>【農林水産省】農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続等の迅速化について(平成30年3月30日付け29農振第2589号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_32</p>	
<p>6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (viii) 児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(6条の2の2第4項)を合同で実施する場合については、多機能型事業所の特例(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平24厚生労働省令15)80条から82条)により、双方の事業の従業員が兼務可能であること、設備を共用することが可能であること等を、地方公共団体及び事業者 nationwide 会議等を通じて平成29年度中に周知する。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (ix) 児童発達支援(6条の2の2第2項)については、利用児童が少数である地域における安定した事業運営の在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	35	11_その他	中核市	松山市	総務省	B 地方に対する規制緩和	<p>国勢調査調査区関係書類閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定)</p> <p>国勢調査調査区要図閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定)</p> <p>国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領(平成21年10月1日総務省統計局長決定 最終改正 平成23年6月17日)</p>	国勢調査情報の利用で調査世帯一覧の複写を可能とする	現在、国勢調査情報の利用が可能な基幹統計調査では、担当する調査員の大半が、国勢調査で作成した調査区地図、調査区要図及び調査世帯一覧を閲覧、転記又は複写により調査区の確認をしている。複写が禁止されている調査世帯一覧を、調査区地図及び調査区要図と同様に複写可能としていただきたい。	調査世帯一覧を転記するためには、通常1時間程度の時間を要し、調査員に負担を掛けるばかりでなく、立ち会う職員も拘束される。さらに、来庁時間が重なった他の調査員を待たせることを避けるためには、閲覧場所及び職員を複数確保する必要も生じるなど効率が悪い。また、調査区に精通した調査員の高齢化による引退や、プライバシー意識の向上による調査実施の難化により新たな調査員の確保に苦慮している中で、確保した調査員は調査区に詳しくない場合も多く、転記誤りにより訪問先を間違えるなど、トラブルが生じることがある。現に、調査員からも、「他の書類は複写できるのに、世帯一覧のみ複写できないのはなぜか」、「調査後は処分するので複写できないか」、「調査員を信用してほしい」などの意見が寄せられるなど、調査員の理解を得ることが困難な場合が多いのが実情である。世帯一覧には個人情報に記載されているが、閲覧内容を記載した記録簿を作成していることや、調査員には守秘義務が課せられていることから、安全性は一定担保されていると考える。さらに、立ち会う職員による必要最小範囲の部分の複写や、マニュアル等を作成し、複写した書類は返却を要すること、調査時には持ち出さないことなどを条件として定めることで、個人情報流失のリスクをより軽減できるものとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	36	03_医療・福祉	中核市	松山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定等事務について、中核市の所管とされたい。	本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設型給付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定と確認に関する事務は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。なお、当時の事務処理特例制度を活用することの回答を受け、愛媛県と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けたところである。これにより、窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいことから、県の考え方によっては、市の考え方が事務に反映されるとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	37	11_その他	村	◎鳴沢村、茨城県笠間市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第38条第1項、40条、第48条の2第5項及び第6項	期日前投票所において、投票所を繰り上げて閉じることを市町村選挙管理委員会の判断で可能とする。	期日前投票期間の投票所の繰り上げについて、市町村選挙管理委員会の判断で可能にできるよう公職選挙法の改正を要望する。	公職選挙法第40条及び第48条の2第6項に基づくと、本村は、期日前投票所が1か所であるため、同投票所を開く時刻は繰り上げることしかできず、閉じる時刻は繰り下げることしかできないことにより、投票時間を短縮することができない。現在、仕事に就かっている方等は特に立会人を敬遠されることも多く、各自治会から選出される高齢者に立会人を務められているが、1日11時間半の立会の負担が重いことから、その選任に苦慮することもあり、投票時間の短縮を求める声が上がっている。一方で期日前投票開始後の数日間や夜間の時間帯については、極めて投票者が少ない状況であるため、国政選挙等の期日前投票所の設置期間が長期間にわたる場合には、その設置期間の過半を越えない範囲で投票所を繰り上げて閉じることができれば、立会人の負担の軽減につながると思われる。多くの町村は、期日前投票所を1か所しか設置しておらず、全国的に人口減少に伴い有権者数は減少傾向にあるにもかかわらず、市町村ごとの現状に沿った期日前投票所の運営が行うことができない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【総務省】 (14)統計法(平19法53) 国勢調査(5条2項)の調査世帯一覧については、必要最小限の範囲で複写を可能とする方向で、地方公共団体及び調査実施者からの現状把握と意見聴取を行った上で、情報漏えいリスクなどを考慮した具体的な運用方法を検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (i)国勢調査(5条2項)の調査世帯一覧の閲覧申請に係る取扱いについては、必要最小限の範囲で調査世帯一覧の複写が可能であること及び具体的な運用方法を、地方公共団体に2019年中に周知する。</p>	<p>国勢調査の調査世帯一覧について、複写が可能となるよう事務取扱要領を改正し、その旨を周知した。</p>	<p>【総務省】国勢調査の調査世帯一覧の閲覧に関する事務取扱要領について(令和元年12月17日付け総統勢第159号総務省統計局統計調査部長通知) 【総務省】国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領(最終改正:令和元年12月17日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29h_suchi.html#h29_35</p>	<p>総務省統計局統計調査部国勢統計課</p>
<p>5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(5)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び8項並びに4条1項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園を認定する場合の協議(3条7項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条9項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園を認定した場合の申請書の写しの送付(3条10項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園を設置した場合の公示(3条11項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出(3条12項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の報告の徴収等(30条)</p> <p>5【内閣府(2)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(6)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (i)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務(34条1項1号) ・教育・保育施設の確認の取消し等(40条1項2号)</p>					
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	38	03_医療・福祉	一般市	須坂市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	<p>○児童福祉法第45条第2項</p> <p>○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条</p> <p>○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)</p> <p>○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号)</p> <p>○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令</p> <p>○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号)</p>	待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準とされている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく、待機児童が発生している、または、発生の恐れのある地方都市においても一時的に適用できるよう省令の改正を求める。	<p>子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の受入れが増加している。</p> <p>当市では将来を見越して全公立保育園の施設整備を完了したが、新築保育園においても床面積や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっており、また、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村の児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難となっている。</p> <p>仮に施設整備を進めたとしても、市の子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行により数年後には入所児童数は減少する見込みのため、新規施設整備を進めることは困難かつ不合理的であり、待機児童が今後発生する見込みである。この待機児童の見込みに対して、保育士はなんとか確保できる見込みはあるものの、市内の施設における居室面積については僅かに不十分となるために、一時的に待機児童が発生せざるを得ない状況になっている。</p> <p>なお、第一次地方分権一括法及び関係政令等により、要件を満たす都市部では床面積基準が緩和されたが、当市では要件となる地価も3大都市圏に及ばず、少子化により待機児童の発生数も限られているため、深刻な支障が生じているにもかかわらず、活用することは困難である。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	39	03_医療・福祉	都道府県	栃木県	厚生労働省	A 権限移譲	<p>毒物及び劇物取締法第4条第1項・第2項、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3</p> <p>同法施行令第36条の7</p>	原体製造業者及び原体輸入業者の登録等に係る事務権限の移譲	毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づく、原体の製造を行う製造業者及び原体の輸入を行う輸入業者の登録等に係る事務権限を都道府県に移譲すること。	<p>毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等が定められているが、申請する業務内容等により事務手続きが厚生労働大臣又は都道府県知事に区分されている。</p> <p>〔所管事務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省 ※法第4条第1項 ・原体の製造を行う製造業者 ・原体の輸入を行う輸入業者 ○都道府県知事 ※施行令第36条の7 ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入のみを行う輸入業者 <p>一方で、厚生労働大臣が所管している事務については、都道府県が申請書受付、現地調査をするとともに、登録可否に係る届出を地方厚生局に行っている。このため、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要し、都道府県知事が所管する事務と比べ処理期間が1か月程度多く要している。</p> <p>また、これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の届出内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等はなく、都道府県で処理できるものと考え。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	40	06_環境・衛生	都道府県	栃木県	環境省	B 地方に対する規制緩和	<p>土壌汚染対策法第4条第1項</p>	土壌汚染のおそれがない土地の改変などに関する、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止	<p>土壌汚染対策法第4条第1項の運用において、通常、人が踏み入らない土地又は汚染のないことが明らかになっている土地における土地の形質変更など、人の健康を保護する上で影響を及ぼすことのない行為は届出不要とすること。</p> <p>具体的には、法施行規則で定める届出不要な行為として保安林内で行われる治山工事や、環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地における工場の建設等に伴う土地の改変などは、届出が不要な行為として支障ないと考える。</p>	<p>同項の規定に基づき、3,000㎡以上の土地の形質変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに都道府県知事への届出が義務づけられている。</p> <p>同項の規定に基づく届出は、「農業を営むために通常行われている行為」「林業の用に供する作業用路網の整備」等の例外が規定されている。</p> <p>一方、例えば、保安林で行われる治山工事などは人が踏み入らない山間部の奥地であるため、そもそも土壌汚染のおそれが極めて低いと考えるが、現行制度では届出が必要となっており、治山工事の速やかな実施の支障となっている。</p> <p>また、環境影響評価法等に基づく調査が行われている場合、土壌汚染対策法施行前に土地取引等に基づき任意調査を実施している場合、土砂条例に基づき安全確認調査を行っている場合など、既存の知見により汚染のないことが確認されている土地についても届出は不要であると考え、工場の建設等による土地の改変にあたって届出が必要となっており、企業の事業活動の支障となっている。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (ii) 保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例が適用される地域の基準(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令(平23厚生労働省令112))については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行ってもなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の公示地価要件の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、本特例の適用期間(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平23政令289))の延長についても併せて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。</p> <p>6【内閣府(18)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ii) 幼保連携型認定こども園の居室の床面積に関する条例制定の基準については、13条2項の規定により、「従うべき基準」とされているが、一部の区域に限り、一時的措置として「標準」とする。</p>					
<p>4【厚生労働省】 (2) 毒物及び劇物取締法(昭25法303) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・毒物及び劇物の原体の製造(小分けを除く。以下同じ。)を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録(4条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物取扱責任者の届出(7条3項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録の変更(9条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出(10条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等(17条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消等(19条1項から4項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消に係る聴聞の期日及び場所の公示(20条2項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合等の措置(21条1項)</p>	—	毒物及び劇物の原体の製造等の事務・権限について、都道府県に移譲した。	<p>【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限の委譲等について(平成30年10月17日付け薬生薬審発1017第2号)</p> <p>【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について(平成30年10月17日付け薬生発1017第7号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_39	
<p>6【環境省】 (4) 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)については、汚染のおそれがある土地を効率的に調査する観点から、通常人が踏み入らない保安林において行われる治山工事や、環境影響調査など既存の知見により汚染のないことが明らかで、一定の条件下で届出時点においても汚染のおそれがないことが担保されている土地の形質変更など、客観的に汚染のおそれがないと判断できるものを当該届出の対象外とすること、及び既存の知見により汚染のないことが明らかになっている場合など都道府県等が汚染のおそれがないと速やかに判断できるときは当該都道府県等の判断で届出後30日待たずに工事着手を認めることについて、都道府県等の実態把握や意向調査を行った上で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【環境省】 (9) 土壌汚染対策法(平14 法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、都道府県知事等が土壌汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められるものとして、都道府県知事等が指定した土地において行われる土地の形質の変更については、当該届出の対象外とするよう、2018 年度中に省令を改正する。 また、土壌の汚染のおそれなく、調査命令を発出しないと都道府県知事等が判断した区域については、土地の形質の変更予定日以前に形質変更に着手しても差し支えないことを明確化するため、都道府県等に2018 年度中に周知する。</p>	一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、都道府県知事等が指定した土地において行われる土地の形質の変更については、当該届出の対象外とした。 また、土壌の汚染のおそれなく、調査命令を発出しないと都道府県知事等が判断した区域については、土地の形質の変更予定日以前に形質変更に着手しても差し支えないことを明確化し、都道府県等に周知した。	<p>【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成31年環境省令第3号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_40	環境省水・大気環境局 土壌環境課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	41	03_医療・福祉	一般市	別府市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支払いについて」昭和48年10月30日 保発第42号・庁保発第26号 各都道府県知事あて厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長連名通知	公費負担医療における特例的な自己負担上限額の算定式の廃止	公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額が適用されているが、この特例的な算定式を廃止し、健康保険医療に係る高額療養費の自己負担限度額を適用することを求める。	公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額(80,100円+(医療費-267,000円)×1%)が適用されている。しかし、公費負担医療受給者に高所得者が多くないことから、健康保険医療に係る高額療養費の自己負担限度額(70歳未満の場合、5つの区分)と同じ算定式を適用した場合には公費負担を軽減することができる。なお、公費負担医療のうち、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費については、特例的な算定式ではなく、所得区分に応じた自己負担限度額が設定されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	42	08_消防・防災・安全	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条	大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制の見直し	大規模災害発生時において、県域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。	【支障事例】九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、発災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復旧・復興に向けた支援を行ってきた。各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。 ※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況 延べ26,305人(うち市町村職員10,375人、39.4%)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	43	06_環境・衛生	知事会	九州地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	環境保全施設整備費補助金交付要綱(平成9年7月4日環自計第208号、環水規第241号)	動物収容・譲渡対策施設の整備に係る補助金交付対象の追加	環境保全施設整備費補助金のうち、動物収容・譲渡対策施設整備事業に係る補助金交付対象に、県と市町村の共同設置による整備事業を新たに追加することを求める。	【支障事例】大分県では、大分県と大分市(中核市)が共同して動物収容・譲渡対策施設を整備している。(計画概要)事業費は大分県、大分市が各々1/2を負担 ・平成28年度 設計業者選定、測量 ・平成29年度 地質調査、設計、建設 ・平成30年度 建設、供用開始 大分県及び大分市がそれぞれ独自の施設を整備することは非効率であるため、施設整備はもとより運営についても県と市が共同で行う方針である。この方針に基づき、施設については区分所有ではなく持分1/2ずつの共有とする計画であるが、環境省からは、共同設置者の双方が施設整備に係る補助を受けるためには、持分が「物理的」に区分されている必要があり、不明確な場合は一方の自治体しか補助を受けられないとの指摘を受けている。現行要綱により、県のみが補助を受けることとなった場合は、市の負担金をその他の収入として事業費全体から控除する必要が生じ、補助対象経費が大幅に削減されることとなる。獣医師の確保等が課題となる中で、地方の創意工夫によりコスト低減を図る共同設置を案出したにも関わらず、単独設置の場合と比べて不利益を被りかねない状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka_vosan.html
H29	44	11_その他	知事会	九州地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	情報通信基盤整備推進補助金交付要綱	情報通信基盤の整備に係る補助対象要件の緩和	情報通信基盤の整備に係る補助対象要件を緩和し、自然災害等による大規模な修繕費等も含めることを求める。	【支障事例】情報通信基盤の整備について、国の補助事業「情報通信基盤整備推進補助金」の補助対象は施設・設備の設置に要する経費に限られ、維持管理に当たっての自然災害等による修繕費等は対象外となっている。台風常襲地帯で離島を抱える鹿児島県においては、施設・設備の設置後に大規模な修繕費等の財政負担の発生が想定されることから、結果として本補助金を活用して基盤整備した市町村は県内で1町のみであり、県内の情報通信基盤の整備が進まない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka_vosan.html
H29	45	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保基金管理運営要領 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条「都道府県計画」	地域医療介護総合確保基金の事業対象の要件緩和	地域医療介護総合確保基金の「介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業」の対象となる専門職に管理栄養士及び歯科衛生士を追加することを求める。	【支障事例】当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られているため、地域の実情を踏まえた取組に支障をきたしている。市町村が実施する地域ケア会議においては、個別のケアマネジメント支援が重要であることから、その構成員として、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士に加え、管理栄養士や歯科衛生士なども参加しており、地域課題への解決にはこれらの有資格者が必要不可欠である。しかし、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職の要件として、管理栄養士、歯科衛生士は対象外となっているため、必要な人材の確保に支障が生じている。今後、ますます高齢者が増えていく状況に鑑みると、有資格者の確保の必要性が増していくと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) (ii)公費負担医療における高額療養費の算定については、地方公共団体や保険者の事務負担や財政への影響を踏まえつつ、その見直しの必要性について検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【内閣府(12)】【総務省(11)】 災害対策基本法(昭36法223) (i)都道府県と区域内の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の一体的な応援については、災害発生都道府県知事から応援を求められた都道府県知事が、区域内の市町村長に対し災害発生市町村長が行う災害応急対策への応援を求めることができることを明確化することとし、その旨を地方公共団体に周知する。	—	都道府県と区域内の市町村の一体的な応援について、災害発生都道府県知事から応援を求められた都道府県知事が、区域内の市町村長に対し災害発生市町村長が行う災害応急対策への応援を求めることができることを明確化し、地方公共団体に周知した。	【内閣府】【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害対策基本法の一部改正について(平成30年6月27日付け府政防第812号消防災第118号総行公第82号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvvr/2017/h29fu1suchi.html#h29_42	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	46	02_農業・農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第5条、附則第2項第3号 農地法の運用について(平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号)	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。 具体的には、農地法第5条許可を要しない場合を規定する農地法施行規則第53条にJAXAによる保安用地取得を位置付けるなど、手続きの簡素化を求めるもの。	【現状】 ○鹿児島県種子島に所在するJAXAのロケット発射施設周辺の半径3キロメートル内の土地について、ロケット発射に伴う爆風等に対応する保安用地とするため、JAXAは平成4年度から土地の買収を進めている。 ○全体の土地取得計画のうち、農地については約28.2haを取得する計画となっており、平成28年度末時点で15.6haを取得済み。 【支障事例】 ○平成17年度以降は農地の累計取得面積が4haを超えたことから、それ以降に農地を新たに取得する場合、その面積の多寡に関わらず、取得する毎に大臣許可(平成28年度からは大臣への協議)を得ている状況。 ○当初の計画に基づく農地取得のため、国との協議についても事実上形骸化している。 ○公共性が高く、かつ当初の保安用地取得計画に沿って土地取得を進めているにも関わらず、今後も計画区域内の全農地の取得が完了するまでの長期にわたり、協議を断続的に行っていく必要があると予想される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	47	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	肝炎治療特別促進事業実施要綱(平成20年3月31日 健疾発第0331001号 厚生労働省健康局長通知) 肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い(平成20年3月31日 健疾発第0331003号)	肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間は「1年以内」とされ、当該受給者のほとんどが更新手続きを行っている状況にあることから、認定の有効期間の延長	肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間は「1年以内」とされ、当該受給者のほとんどが更新手続きを行っている状況にあることから、認定の有効期間を延長することを求める。	【支障事例】 肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定については、医師が治療を継続する必要があると認めた場合に更新の申請を行うことができるとされているが、核酸アナログ製剤治療は重症化予防のため、10年以上継続することが大半である。そのため、当該受給者のほとんどが毎年更新手続きを行わなければならない、受給者にとって負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	48	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	毒物及び劇物取締法第4条第1項から第3号まで、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7	原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務の国から都道府県への移譲	原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県に移譲することを求める。	【現状】 毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物劇物製造(輸入)業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務については以下の区分で行うこととされている。 〔厚生労働大臣〕 ・原体の製造(輸入)を行う業者 〔都道府県知事〕 ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)又は原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入のみを行う業者 なお、厚生労働大臣が行うこととされている事務については、都道府県知事が申請書受付、現地調査及び登録可否に係る副申を地方厚生局に行っている。 【支障事例】 ・厚生労働大臣が行う事務については、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要するため、都道府県知事が行う事務と比べ1か月程度多くの時間がかかっている。 ・原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨の要請が寄せられている。 ・なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、福岡県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはない。したがって、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	49	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法 § 115の32、§ 115の33、§ 115の34	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	業務管理体制の整備に関する事項の届出先は都道府県(地域密着型は市町村)とされており、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業者の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改めることを求める。	【現状】 中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監査により、取消相当事案が生じた場合は、その時点で山口県に対し、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされる。 特別検査の要請を受けた本県は、それまでの処分に関する関係機関との協議を聴取することから対応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。 【支障事例】 当県において、不正請求等による指定取消処分相当する可能性がある事案が発生した場合、県と中核市の間で情報共有や検査日の調整等に時間を要するほか、事業者負担に考慮して中核市による聴聞と県による検査の日程を合わせるなどするため、検査の実施までに相当の時間がかかっている。 また、実際に当該処分を受けた事業所については、業務管理体制の特別検査によって法人内の他事業所への聴聞等が行われ、その結果によって処分する場合もあるが、そのための監査の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【農林水産省】 (2)農地法(昭27法229) 4haを超える農地転用に係る農林水産大臣との協議(附則2項)については、手続の簡素化を図るため、平成29年度中に「農地法関係事務処理要領」(平21農林水産省経営局、農村振興局)を改正し、同一の事業目的のために複数回に分けて農地転用許可(4条及び5条)を行う場合には、過去の協議において既に提出した添付資料等の提出を不要とする。</p>	—		<p>【農林水産省】「農地法関係事務処理要領の制定について」の一部改正について(平成30年3月30日付け29農振第2991号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_46	
<p>6【厚生労働省】 (37)肝炎治療特別促進事業 核酸アナログ製剤治療の助成対象者の自己負担限度額の設定に係る所得状況の確認については、個人番号の活用が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 また、核酸アナログ製剤治療の更新認定に関して、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断することの必要性の有無については、肝炎治療戦略会議等の有識者の意見も踏まえて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 5【厚生労働省】 (37)肝炎治療特別促進事業核酸アナログ製剤の認定の更新手続については、診断書又は検査内容が分かる資料を提出し認定された者が行う、当該認定以降2回目までの更新手続において、当該資料を省略することを可能とする。また、当該資料を省略した場合には、認定協議会に意見を求めることを省略することを可能とする。 [措置済み(平成30年3月29日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知)]</p>		<p>【厚生労働省】肝炎医療費助成におけるマイナンバーの活用</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_47	
<p>4【厚生労働省】 (2)毒物及び劇物取締法(昭25法303) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・毒物及び劇物の原体の製造(小分けを除く。以下同じ。)を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録(4条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物取扱責任者の届出(7条3項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録の変更(9条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出(10条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等(17条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消等(19条1項から4項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消に係る聴聞の期日及び場所の公示(20条2項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合等の措置(21条1項)</p>	—	<p>毒物及び劇物の原体の製造等の事務・権限について、都道府県に移譲した。</p>	<p>【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限の委譲等について(平成30年10月17日付け薬生薬審発1017第2号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について(平成30年10月17日付け薬生発1017第7号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_48	
<p>5【厚生労働省】 (4)介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 5【厚生労働省】 (1)介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、中核市に移譲する。</p>	<p>指定居宅サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事務・権限を中核市へ移譲した。</p>	<p>【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照条文 【厚生労働省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法の一部改正について(令和元年6月14日老発0614第2号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_49	<p>厚生労働省老健局総務課介護保険指導室</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	50	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成26年10月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡)	特別児童扶養手当に関する監査権限の道府県から指定都市への移譲	特別児童扶養手当に関する監査権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】 特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市(管内区役所、福祉事務所等含む。)への監査指導は事務連絡において道府県が行うこととされている。 熊本県では、認定事務を行っている区役所に対し監査指導を実施しているが、同様に指定都市本庁においても管内区役所等への積極的な指導・研修をすることとされており、二重指導が懸念されている。 また、道府県の場合、実際に認定業務を行う県の出先機関等に対し、道府県本庁が内部監査を行った上で、厚生労働省の指導監査を受ける取扱いであることから、同様に、指定都市においても、区役所に対し指定都市本庁が内部監査を行う方が監査手続としての整合性が図られる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu_kekka.html
H29	51	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条、特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成26年10月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡)	特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲	特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】 特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市が行った処分に対する審査請求先は事務連絡において道府県が行うこととされている。 処分庁(区役所)と当該処分に対する審査庁(道府県)が異なるため、受給者にとって分かりにくく、手続きが煩雑になっている。 また、熊本県では審査に必要な資料の収集等に相当の時間を要している。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条では、「都道府県知事のした特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当(以下「手当」という。)の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。」と規定され、処分庁が審査請求先とされているところであるが、指定都市については、県と同様の認定事務を行っているにも関わらず、その取扱いが異なっている状況。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu_kekka.html
H29	52	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	総務省、厚生労働省	A 権限移譲	生活保護法第64条、65条	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】 道府県内の審査庁は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要している。(生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況。) また、指定都市の処分に対する審査庁が道府県であることは、指定都市の受給者にとって分かりにくい。(熊本市には、生活保護に関する審査請求提出先の確認が年間数件寄せられていることである。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu_kekka.html
H29	53	11_その他	知事会	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(母子保健法第20条による養育医療の給付)	母子保健法第20条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 母子保健法第20条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu_kekka.html
H29	54	11_その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第56条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第20条による療育の給付)	児童福祉法第20条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 児童福祉法第20条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (2)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134) 道府県が指定都市の区役所等を行う特別児童扶養手当に関する監査指導等に係る事務については、道府県と監査指導等の実施を希望する指定都市の間で協議が整った場合、当該指定都市が行うこととし、その旨を平成29年度中に通知する。					
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(20)】【総務省(15)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iii)母子保健法(昭40法141)20条1項に基づく養育医療の給付を行った場合の費用の徴収に関する事務(別表2の70)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。	—	母子保健法に基づく養育医療の給付に係る費用徴収事務について、事務徴収基準額の認定の基礎を所得税額から地方税額に改正した。	【厚生労働省】未熟児養育医療費等の国庫負担について(令和元年12月27日付け厚生労働省発子1227第1号厚生労働事務次官通知) 【厚生労働省】【改正後全文】未熟児養育医療費等の国庫負担について	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_53	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省自治税務局市町村税課 厚生労働省子ども家庭局母子保健課
6【内閣府(20)】【総務省(15)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)児童福祉法(昭22法164)20条1項に基づく療育の給付、同法22条1項に基づく助産の実施、同法23条1項に基づく母子保護の実施又は同法33条の6第1項に基づく児童自立生活援助事業の実施を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(別表2の16)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。	—	児童福祉法に基づく療育の給付に係る事務等について、徴収基準額の認定の基礎を所得税額から地方税額に改正した。	【厚生労働省】「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」の一部改正について(令和元年10月18日付け厚生労働省発子1018第2号厚生労働次官通知) 【厚生労働省】(改正後全文)児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 【厚生労働省】未熟児養育医療費等の国庫負担について(令和元年12月27日付け厚生労働省発子1227第1号厚生労働事務次官通知) 【厚生労働省】(改正後全文)未熟児養育医療費等の国庫負担について	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_54	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省自治税務局市町村税課 厚生労働省子ども家庭局母子保健課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	55	11_その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知) 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知) 	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)	<p>(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。</p> <p>(2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。</p> <p>①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。</p> <p>②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。</p> <p>当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	56	11_その他	知事会	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6、第56条 やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省障害福祉課長通知) やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知) 	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六によるやむを得ない事由による措置)	<p>(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。</p> <p>(2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。</p> <p>①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。</p> <p>②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。</p> <p>当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣府(5)】【総務省(5)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置(同法21条の6)を行った場合、児童入所措置(同法27条1項3号)を行った場合及び障害児入所措置(同法27条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法56条1項及び2項)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	—	<p>児童福祉法に基づく児童入所措置を行った場合及び障害児入所措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。</p>	<p>【内閣府】【総務省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月2日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知)</p> <p>【厚生労働省】障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱の一部改正について(令和元年5月31日付け厚生労働事務次官通知)</p> <p>【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月6日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_55</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室</p> <p>総務省大臣官房個人番号企画室</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>
<p>6【内閣府(5)】【総務省(5)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置(同法21条の6)を行った場合、児童入所措置(同法27条1項3号)を行った場合及び障害児入所措置(同法27条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法56条1項及び2項)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	—	<p>児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。</p>	<p>【内閣府】【総務省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月2日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知)</p> <p>【厚生労働省】「やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて」の一部改正について(令和元年5月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)</p> <p>【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月6日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_56</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室</p> <p>総務省大臣官房個人番号企画室</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	57	11_その他	知事会	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第38条 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4、第16条、第27条 やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知) 	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によるやむを得ない事由による措置)	<p>(1)身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。</p> <p>(2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。</p> <p>①番号法別表第二の第二十及び第五十三の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。</p> <p>②地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。</p> <p>③必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	58	11_その他	知事会	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第33条 地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条 老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知) 	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置)	<p>(1)老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。</p> <p>(2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。</p> <p>①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。</p> <p>②徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	59	11_その他	指定都市	岡山市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 地域再生法第5条、13条、同法施行令第9条、同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条、 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金の取扱い 地方創生推進交付金に関するQ&A 	地方創生推進交付金の認定スケジュール及び申請手続等の見直し・簡素化	<p>○新規申請、継続申請を問わず、年度当初から執行が可能となるよう、認定スケジュールを改めること。</p> <p>○継続事業について、実施計画中の経費の内訳の部分的な増減があるものの、新年度の総事業費が採択時の総事業費と比較して、増減なし又は、2割以内の減額など軽微な修正は、「(実施)計画の変更を伴わない継続事業」として取扱うこと。(新規事業の追加を除く)</p> <p>○申請に係る取扱い、Q&A等は、可能な限り早期に通知すること。また、具体的な申請・認定スケジュールは早期に示すとともに、申請様式の送付も速やかに行うこと。</p>	<p>○29年度事業を対象とする新規申請及び継続事業のうち、事業内容の変更を伴う場合の交付決定は、5月末頃の予定である。その結果、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。</p> <p>特に、継続事業については、①実施計画の変更を伴わない部分と②実施計画の変更を伴う部分に分類され、それぞれ別に申請を行い、交付決定が行われることから、地方にとって事務の負担が極めて大きい。</p> <p>○また、実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合は、総事業費に変更がなくても、『事業費が増額する場合』と判定され、当該経費に係る事業については、年度当初から事業着手できないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができない。</p> <p>○国から具体的な申請スケジュール及び申請様式が示されない中、旧年度の様式で29年度事業に係る実施計画を作成することを余儀なくされた。3月上旬になって、ようやく国から申請スケジュール、様式等について通知があったが、事前相談の受付期限まで実質4日、正式提出期限まで2週間しか期間がなかった上、その間、申請様式の修正もあり、資料作成のやり直しの事務作業は、大きな負担となった。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(7)】【総務省(7)】【厚生労働省(12)】 身体障害者福祉法(昭24法283)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法18条1項)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法18条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法38条1項)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、身体障害者福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。</p> <p>6【内閣府(11)】【総務省(10)】【厚生労働省(19)】 知的障害者福祉法(昭35法37)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法15条の4)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法16条1項2号)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法27条)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、知的障害者福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。</p> <p>知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。</p>	<p>【内閣府】【総務省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月2日付府番第211号、総官参第99号通知)</p> <p>【厚生労働省】「やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて」の一部改正について(令和元年5月31日付け障障発 0531第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)</p> <p>【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月6日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_57</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室</p> <p>総務省大臣官房個人番号企画室</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>
<p>6【内閣府(13)】【総務省(12)】【厚生労働省(21)】 老人福祉法(昭38法133)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置(同法11条)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法28条1項)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、老人福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置(同法11条)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法28条1項)について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。</p>	<p>【内閣府】【総務省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月2日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知)</p> <p>【厚生労働省】令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について(令和元年6月13日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月7日付厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_58</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室</p> <p>総務省大臣官房個人番号企画室</p> <p>厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課</p>
<p>6【内閣府】 (22) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (i) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ii) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (iii) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	60	09_土木・建築	一般市	掛川市、袋井市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第47条、地方自治法第244条の2	公営住宅法第47条に規定されている「管理代行制度」の拡充	管理代行制度の対象が、現行法上では公営住宅法第2条第2号に掲げる公営住宅又はその共同施設に限定されている。 この条件について、改良住宅、従前居住者用賃貸住宅(再開発住宅・住環境整備モデル住宅等)や、自治体が独自に整備した住宅等についても、管理代行の適用を受けることを可能とすること。	○国の要領や条例制定により、土地区画整理事業により建設した住宅及び、自治体が独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、管理者が異なる可能性があるほか、同一管理者であっても委託の手続の違いにより委託時期にずれが生じる可能性がある。また、併用により協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になる。 ○条例等により同様に管理している住宅の委託先や、手続が異なることで郵送先等の案内が複数となり、混乱や間違いの原因になる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	61	11_その他	都道府県	愛知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	・地方自治法第238条の4第1項 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)	PFI事業により将来の用途廃止が確定している行政財産(土地)に係る売払い制限の緩和	PFI事業契約が締結され、将来、公共又は公用に供されないことが確定している行政財産(土地)については、現に建屋が存在し、行政サービスが提供されている間においても、売払いを可能とすること。	本県では、運転免許試験場の建替整備(現地建替)をPFI事業として実施し、施設の集約化等により余剰地を生み出し活用することとしている。その際、地方自治法第238条の4第1項の規定により、行政財産については売払いができないとされていることから、施設の建替終了後に余剰地となることが確定している敷地についても、既存の建屋による行政サービスの提供が継続されている間における売払いが困難である。 【計画の時系列】 事業スケジュール(予定) ア 事業契約の締結 平成29年10月〔事業契約締結の相手方:PFI事業者〕 イ 施設の設計・建設期間(引き渡し)※この間における余剰地となることが決定している土地の県から第三者への売却が困難 (ア)四輪技能試験コース 平成30年12月末 (イ)二輪技能試験コース、二輪発着場、二輪車庫 平成31年2月末 (ウ)庁舎、四輪車庫 平成32年1月末 (エ)平面駐車場 平成32年10月末 (オ)立体駐車場、四輪発着場、外構 平成33年2月末	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	62	11_その他	都道府県	愛知県	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	・地方自治法 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)	公共施設等運営権(コンセッション)事業者に対する施設利用許可権限の付与	施設利用に許可を要する公の施設に公共施設等運営権制度(コンセッション)を導入する場合、指定管理者制度を重量適用しなくても、コンセッション事業者が施設の利用許可を行えるようにすること。	本県では、新設する国際展示場(施設利用に許可を要する公の施設。行政財産)にコンセッション方式を導入することとしている。PFI法による運営権の設定に加えて、地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重量適用)という、2つの法律に基づく手続を要することから、以下の支障が生じている。 □条例の規定が複雑 □事務手続が煩雑 □運営事業者の地位及び権利関係(コンセッション事業者の行為がPFI法に基づく運営権によるものか、地方自治法に基づく指定管理権限によるものか)が分かりづらい	—
H29	63	02_農業・農地	都道府県	愛知県	農林水産省	A 権限移譲	・会計法第48条 ・予算決算及び会計令第140条第3項	農地集積・集約化等対策費に係る繰越等の手続きに関する事務の都道府県知事への委任	農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業にかかる財政法第43条第1項に規定する繰越の手続き及び同法第43条の3に規定する翌年度にわたって支出すべき債務の負担の手續きに関する事務について、都道府県知事へ委任していただきたい。	本県が実施している農林水産省の農業農村整備関係の補助事業にかかる繰越等の事務は、農地集積・集約化等対策費を除いて全て知事に委任されている。農地集積・集約化等対策費については、委任がなされていないため、県と東海財務局が直接やりとりをすることができず、繰越事務を進めるにあたって当該事業のみ別途東海農政局に申請を行っている。これによって、他の補助金と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が東海財務局と東海農政局に分かれるなど、事務が煩雑になっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	64	08_消防・防災・安全	都道府県	愛知県	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第16条 ・同施行令第7条、第9条 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第2条第2項、第3条第2項 ・同施行令第1条	津波浸水想定区域にある要配慮者利用施設の高台移転に係る国庫補助要件の緩和	津波浸水想定区域内で、周囲に住宅がないものの、現に居住者が存在する要配慮者利用施設が単独で存在する場合、居住者数など当該施設の実態を踏まえ、集団移転促進法の特例の対象とするよう、国庫補助の要件緩和を求める。	県内の市町村には、周囲に住宅がない場所に高齢者施設が立地しているケースがある。当該施設は、100名以上が現に居住しており、政令で定める移転対象である住居数(十戸を下らない範囲内で国交省令で定める)と同等以上の者が居住しているが、防災集団移転促進事業、津波避難対策緊急事業などの国庫補助を活用できず、高台移転が滞っている。津波浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の高台移転については、周囲に住宅が無い場合においても当該施設の実態に応じ、国庫補助を活用できるよう、補助要件の緩和を求める。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【総務省(3)】【国土交通省(1)】 地方自治法(昭22法67)及び公営住宅法(昭26法193) (i)地方公共団体が法律又はこれに基づく命令に基づかず設置し、公営住宅(公営住宅法2条2号)と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅(以下「独自住宅」という。)の管理については、指定管理者制度(地方自治法244条の2)に基づき公営住宅法第3章の規定による管理業務(入居者決定(同法25条)、明渡請求(同法29条及び32条)及び収入状況の調査(同法34条)を含む。)と同様の管理業務を指定管理者に行わせることが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 (ii)独自住宅の建替えについては、地方公共団体における独自住宅の円滑な管理運営に資するよう、借地借家法(平3法90)の規定の適用を受けない公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求(公営住宅法38条)の考え方を踏まえ、地方公共団体が独自住宅に関して条例に同明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の借地借家法の規定との関係及び効果について、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>	—		<p>【総務省】指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることができる業務について(通知)(総行経第116号、平成30年3月30日付け総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長) 【国土交通省】「指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることができる業務について(通知)」の通知等について(平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡) 【国土交通省】地方公共団体が独自住宅に関して条例に公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の留意点について(通知)(国住備第483号、平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_60	
<p>6【総務省】 (2)地方自治法(昭22法67) (ii)行政財産の管理及び処分(238条の4)については、公共施設の集約化に当たっての効率的かつ効果的な施設整備や余剰地の利活用の促進等に資するよう、将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で売り払う内容の契約であって、契約締結後の事情変更等にも支障なく対応できる限り、行政財産として供用している間に契約を締結することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>	—		<p>【総務省】行政財産の用途廃止前の処分について(平成30年3月26日付け総行第67号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_61	
—	—	—	—	—	—
<p>6【農林水産省】 (13)農地集積・集約化等対策費に係る繰越手続に関する事務 農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業に係る繰越し(財政法(昭22法34)14条の3第1項及び42条ただし書)及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(同法43条の3)の手続に関する事務については、当該事務の委任を国から受けることに同意した都府県においては、当該都府県が交付決定を受けたもののうち、平成29年度から平成30年度に繰り越すものより、当該都府県の知事又は知事の指定する職員が行う(会計法(昭22法35)48条1項)こととする。 【措置済み(平成29年11月9日付け農林水産大臣通知)】</p>					
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	65	05_教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条	高等学校等就学支援金に係る支給期間の要件緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、やむを得ない理由等により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。 【支障事例】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学前の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。 平成28年度末で、平成26年度の制度開始から36月経過しており、平成29年度に入り上記理由により留年した者の重ねて修学することとなる月数が、就学支援金制度の対象から外れる者が生じており、本県では少なくとも2名が該当する。 【制度改正の必要性】 長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合も考えられるが、支給期間は最大で36月(定時制等の場合は48月)とされており、その事情を斟酌する制度となっていないことから、修業年限の制限について早急に緩和する必要がある。	—
H29	66	07_産業振興	都道府県	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	A 権限移譲	中小企業等経営強化法第13条、第14条	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかという経営革新等支援機関の意見もある。また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	67	07_産業振興	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県	金融庁、経済産業省	A 権限移譲	中小企業等経営強化法第21条、第22条、第23条	経営革新等支援機関に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な存在である都道府県が地域の実情に即して行うべきであり、経営革新支援機関の認定も同様である。現在、経営革新等支援機関の認定権限は国、経営革新計画の認定権限は都道府県と分かれており、都道府県において、一元的に中小企業支援を行うべきである。また、経営革新等支援機関認定の申請先が、国の出先機関(経済産業局、財務局)になっていることから、遠方の申請者にとっては移動や申請手続きが負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
4【経済産業省】 (1) 中小企業等経営強化法(平11法18) (イ) 国が行う経営力向上計画の認定(13条)については、都道府県が行う経営革新計画の承認(8条)と一体となって、地域の事業者をより効果的に支援できるようにするため、両計画に係る事業者の情報のうち提供可能なものを国と都道府県で共有することや、両計画の要件や運用、関連する支援措置等の違いについて情報交換して相互に理解を深め、必要な連携を図りつつ事業者に対して適切に説明を行うことなど、地域の実情に応じた必要な連携施策を、管内の都道府県の意向を踏まえながら実施するよう、地方経済産業局に平成29年度中に通知する。	—		【経済産業省】各地域における経営力向上計画及び経営革新計画の連携について(平成30年3月30日事務連絡)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_66	
4【金融庁(1)】【経済産業省(1)】 中小企業等経営強化法(平11法18) 認定経営革新等支援機関(21条)については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みの構築について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【金融庁(2)】【経済産業省(7)】 中小企業等経営強化法(平11法18) 認定経営革新等支援機関(32条)については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みを構築する。 [措置済み(平成31年1月18日)ほか中小企業支援計画等に関する意見交換]	中小企業支援計画等に関する意見交換を実施した。	—	—	中小企業庁経営支援部経営支援課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	68	03.医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、広島市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的に処理できる体制を確保するよう、国において所要の整理を行うこと。	【申請業務(市町村)上の支障】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 【審査等業務(都道府県)上の支障】 単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方で修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 【これまでの国の対応】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。 【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	69	03.医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第18条の5及19、児童福祉法施行令第19条、児童福祉法施行規則第6条の34	保育士登録の取消に係る仕組みの構築	児童福祉法第18条の19等の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者等については、保育士登録を取り消し、その者に通知の上、保育士登録証を返納させることとなっている。しかし、刑の確定情報が速やかに提供されなければ、適切に保育士登録の取消等の事務ができない。そのため、平成28年国会答弁における厚生労働省局長答弁に関する検討を早期に進め、取消等の対象となる事案を把握できる仕組みを早急に構築すること。	平成28年1月、本県で保育士登録者が逮捕される事案が発生した。禁錮以上の刑が確定すれば、保育士登録を取り消す必要があるため、逮捕後の情報収集を行ったが、情報を容易に入手できないことから、新聞報道等により探知し、本籍地を調査、本籍地の市区町長へ犯歴情報を照会したうえで、取消処分を行った。 平成28年11月、神奈川県では過去に強制わいせつ罪で実刑判決を受けていたにもかかわらず、保育士登録が取り消されていなかった保育士が逮捕される事案が発生した。欠格事由に該当した場合、保育士は登録を行った都道府県知事に届け出なければならないとされているが、当該事例では届出がされていなかった。 神奈川県での事件を受け、平成28年11月17日の(参)厚生労働委員会では、再発防止策についての質問がされ、欠格事由に該当する場合の都道府県知事への届出の徹底を周知すること、及び保育士の犯歴情報を把握するため、法務省の犯歴情報との突合が考えられるが、実効性のある対策を講ずることができるのか、関係省庁と連携して検討する旨を厚生労働省は答弁しているが、その後の検討状況について周知がされておらず、今後、類似の事件が起こる可能性は解消されていない状況にある。 取消事案を新聞報道等でしか把握できない現状において、都道府県が同法に規定する処分を行うため、保育士登録をしている保育士の本籍地の市区町村に対して一律に犯歴照会を行う方法は、合理的ではなく、また、都道府県及び各市区町村における作業が膨大になることから、都道府県が取消等の対象となる事案を把握できるよう制度を見直し、適切に取消ができるようにする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	70	03.医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	保育対策総合支援事業費補助金の適切かつ円滑な事務の執行	保育対策総合支援事業費において、新規に補助事業を行う場合、当年度の国庫補助要綱を予算成立後速やかに周知・施行することで、県や市町の補助業務を円滑に実施する。	平成28年度に国においてスタートされた「保育補助者雇上強化事業」について、その交付要綱が平成28年12月に発出され、県の要綱改正や市町、保育施設への周知は平成29年に至った。 当初予算を要求する時点で、間接・直接の区分や政令市・中核市の扱いが示されず、予算の積算に支障が生じた。 その上、当該補助金は、年度当初からの保育補助者の雇上げ経費を補助するもので、年度末に近づいてのスタートでは、目的を果たすことができず、当初予算額(265百万円)の大半(202百万)を減額補正する結果となった。 今後も新規事業の実施が見込まれるところであり、円滑な事務の執行を確保する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	71	07.産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	自転車競技法第2条 自転車競技法施行規則第6条	自転車競技法の開催届出に係る都道府県經由事務の廃止	自転車競技法の開催届出に係る都道府県經由事務の廃止	競輪施行者である市町村が競輪を開催しようとするときは都道府県知事及び所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることとなっている。しかし、都道府県の事務と、市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、開催届出を都道府県知事経由とする必要性は極めて乏しく、非効率になっている。本県では、年間平均6件程度の開催届出に対して形式確認を行った上で、所轄経済産業局に送付しているが、これまで書類不備等を指摘した事例もなく、実質的に形骸化している經由事務を行っている状況にある。 また、施設等改善競輪(自転車競技法施行規則第18条)及び市町村が実施するオートレースの開催届出(小型自動車競走法第4条)は所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることになっており、都道府県知事の經由は不要となっている。 なお、競馬法及びモーターボート競走法については、開催届出に関する規定は存在しない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣府】 (6) 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>6【文部科学省(7)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (xii) 禁錮以上の刑に処せられたこと等により、保育士の欠格事由(18条の5第2号及び第3号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務については、都道府県知事が当該保育士の本籍地の市町村に犯歴情報の照会を行うことにより、欠格事由の該当の有無の確認を行った上で、当該事務を適正に実施できるよう検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (41) 保育所等施設整備交付金 保育対策総合支援事業に係る補助金の交付要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、予算成立後速やかに周知を行うこととする。</p>			<p>【厚生労働省】保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(平成30年10月17日付け厚生労働事務次官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_70</p>	
<p>6【経済産業省】 (1) 自転車競技法(昭23法209) 指定市町村が競輪を開催する際の届出(2条)に係る都道府県經由事務については、廃止する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	72	03_医療・福祉	中核市	越谷市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号)特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号)	家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和	家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする。	家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務がある。地域型保育事業の対象年齢を考慮すれば「卒園後の受け皿」の確保は当然であり、定員規模を考えれば「保育内容の支援」が必要なくとも理解でき、施設からも協力が得られやすいが、「代替保育の提供」については、施設側の抵抗感が強く、市としても現実的に困難と感じている。教育・保育施設では、保育者確保に苦勞しながら基準に違反しないよう運営しており、中には待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もある。そのような状況で、教育・保育施設が他事業所の児童の受入れや代替職員の派遣を行うことは困難であり、代替保育中の事故に係る責任の所在等についても懸念がある。現在は、平成31年度末までの経過措置期間内であるため、可能な内容から連携するよう市から施設へ依頼しているが、「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携3要件全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」がなければ地域型保育給付費が減算されてしまう。また、このまま「代替保育の提供」の連携施設を確保できなければ、経過措置期間経過後は、地域型保育事業の認可の取消しに繋がりがかねない。 ①地域型保育事業所(家庭的保育事業所を除く)による代替保育の提供を可能とする。 ②一時預かり事業(幼稚園型除く)、ファミリー・サポートセンター等の活用を可能とする。 などの方策を担保したうえで、「代替保育の提供」について任意項目化できないか。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	73	03_医療・福祉	中核市	越谷市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号)特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号)特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)公定価格に関するFAQ(よくある質問)ver.11 No.117	家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の公定価格計算における「連携施設を設けない場合」の加減調整部分について、連携施設の3つの要件全てについて備えない場合一律に減算するのではなく、要件毎に減算できるようにする。	家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」について、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務がある。現在は平成31年度末までの経過措置期間内であるため連携施設を確保しないことができるが、その場合は、「連携施設を設けない場合の加減調整部分」が適用され、公定価格が減算される仕組みとなっている。「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携3要件全てを満たす連携施設を確保する必要があり、どれか1つの要件が欠けてしまうと公定価格が減算されてしまう。例えば、代替保育を除く「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」を確保していたとしても給付費が減算され、「連携に係る経費」に対する公的支援がない状態となる。また、保育所型事業所内保育事業については、「地域枠の子の卒園後の受け皿」の確保が義務付けられているが、減算については、従業員枠と地域枠の区別がなく総定員に応じた減算となっており、義務と給付が一致していない。減算額については、連携施設との連携において経費のかかる事項(連絡調整等)の費用として給付制度に組み込まれていると理解しているが、現状、算出根拠が不明であり、事業者又は施設から費用の妥当性について問われても助言できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka-vosan.html	
H29	74	11_その他	都道府県	愛媛県【共同提案】広島県、松山市、八幡浜市、愛南町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金活用事業について、4月1日からの事業着手が可能となる作業体制の構築	地方創生推進交付金について、地方の創意工夫が生かされるよう、以下の措置を求める。 ・4月1日からの事業着手が可能となるよう交付決定を前倒しする。 ・申請様式を早期に示したうえで、国と地方公共団体間での相談機会や説明の機会を十分に設ける。	・地方創生推進交付金の対象事業について、新規事業や増額変更を伴う継続事業は、交付決定が5月下旬であることが原因で年度当初から事業実施ができない。 ・特に、プロフェッショナル人材戦略拠点事業については、実質的には継続事業であるにもかかわらず、4月1日の交付決定が認められなかったため、交付決定前の財源について県費対応せざるを得ない状況となった。 ・申請様式が地方公共団体に示されたのが事前相談期限の数日前であり、庁内での検討に必要な時間が確保できなかったことや開催する予定とされていたブロック別個別相談会が実施されなかったことから、地方の考えや熱意を国に十分に伝えることができなかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	75	11_その他	都道府県	愛媛県【共同提案】広島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条所管行政庁の補助金等に係る財産処分承認基準(通達)	補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和	地域グリーンニューディール基金事業に係る補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和	・県の補助金を活用して省エネ設備を導入した事業者(ホテル事業者)が、その後、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により義務付けられた耐震診断を受診した結果、耐震性が低い弱であり、補強箇所が多数にのぼることが判明したため、やむを得ず建築物の建替えを決定した。 ・県の補助金は国の補助金を原資にしていること、また、導入した設備は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過していないことから、その一部について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び環境省の財産処分承認基準に準じて、譲渡、廃棄等の財産処分、補助金返還を行わなければならない事例が発生した。 ・本県では、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、民間建築物の所有者に対し、建替えや耐震改修の費用等の補助を実施しているところであるが、今後も国の補助を受けた建築物や設備の財産処分を行わなければならないケースが想定される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣府(4)】【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、「必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下同じ。)を提供すること」(同省令6条2号)については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保できるようにするための方策を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
—	—	—	—	—	—
<p>6【内閣府】 (22) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (i)新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ii)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (iii)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>					
<p>6【環境省】 (6) 補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 環境省所管の国庫補助事業等により取得した設備の財産処分については、当該設備を設置する老朽化した建物の建替えに伴い、当該設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、環境大臣が国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合に含まれることを、地域グリーンニューディール基金事業等を実施した地方公共団体に平成29年度中に通知する。 あわせて、上記の解釈を明確化するため、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平20環境省)を改正し、地方公共団体に平成30年夏までに通知する。</p>	—		<p>【環境省】グリーンニューディール基金事業により取得した財産の処分に関する環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準取扱いについて(平成30年1月9日付け環政計発1801092号) 【環境省】環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成30年6月1日付け環境会発第1806015号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_75</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	76	03_医療・福祉	一般市	伊丹市	内閣府、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条 児童手当法第21条及び第22条 児童手当法施行令第6条 児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成24年 雇児発0331第1号) 学校給食法第1条及び第2条及び第11条	児童手当における学校給食費の徴収権限の強化	児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納金についても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。	○伊丹市における平成28年度学校給食費は、調定額約5億2千万円中、平成29年5月時点で約250万円が滞納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、伊丹市では市からの電話・文書・訪問催告などの、あらゆる接触手段に回答がなく、また、裁判所からの支払督促にも反応がない上に、財産の所在も不明であるため、強制執行等の手続も先に進まない受給者に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ることが難しい状況にある。 ○学校給食費については私債権として位置づけられていることから、地方税の滞納処分等の例による処分を行うことができない。そのため、債権管理を行うに当たって財産調査や強制徴収を行うことができず、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保について支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	77	10_運輸・交通	市区長会	全国市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・道路運送法第21条第2号 ・一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて(平成26年1月24日付け国自旅第433号自動車交通局長通知)	道路運送法21条に基づく実証運行期間の緩和	道路運送法第21条第2号による実証運行実験においては、運行期間が1年以下でなければ許可ができないこととなっているが、地方自治体が地域公共交通の維持・再編を目的として実施する実証運行路線と位置づけられる場合には、運行期間の延長等の柔軟な取扱いを可能とすること。	地方自治体が、道路運送法第21条第2号許可により実証実験を行い間断なく本格運行に移行するためには、本格運行移行のための手続期間等を考慮すると、実証実験の期間中に本格運行のための道路運送法4条に係る許可申請をしなければならず、本格運行の計画の検証のためのデータ収集期間が1年未満となってしまう、実証期間の確保が不十分な場合がある。 例えば、冬期の降雪量が多い地域では、季節によって利用者数や運行状況が大きく異なるなど、年間を通じた検証データの収集が必要となるなか、住民の周知なども別途必要となっている。 21条許可の期限終了までに適切な運行形態が判断できないと、切れ目の無い公共交通の提供に支障をきたし、利用者の利便性が損なわれたり、本格運行への移行後も運行形態の変更が必要となり、変更手続きに時間を要することとなるなど行政内の事務負担の増加にもつながる。 【実例】 21条許可によりデマンドタクシーの実証運行を行ってから本格運行へ移行した。降雪地域においては冬期間とそれ以外の期間で利用状況に差が生じるが、本格運行移行のための手続きや調整に半年ほど期間を要したため、年度下半期の利用状況の検証を十分に本格運行の計画に反映することができなかった。これにより、本格運行に移行したところ、利用状況の予測と実態に差異が生じ、予算不足や本格運行移行後のダイヤ変更が生じた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	78	11_その他	都道府県	宮城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の21の2	指定都市都道府県調整会議における加えることのできる構成員のうち地方議会からの代表者の選出方法について、地方議会に裁量権の付与	指定都市都道府県調整会議に加えることができる構成員について、地方自治法第252条の21の2第3項第3号及び第6号の「選挙により」と法定化するのではなく、地方議会において選出方法を決定することができるように見直す。	指定都市都道府県調整会議の構成員については、地方自治法に、「～次に掲げる者を構成員として加えることができる」と規定され、構成員の追加に市長と知事の裁量がある。しかし、構成員の選出方法については、「選挙により」と法定化されている。選出方法については、全国一律に法定されるのではなく、それぞれの議会の判断に任せることが地方分権の本旨に沿うものである。 また、本件については、広域連合の議会の議員の選出方法と同じであるが、当該調整会議は二重行政の解消等を目的とした場であり、その合意事項は法的拘束力が及ばないものであるため、こうした会議の構成員を議会から選出する際に、広域連合と同様の選出方法を法定化することは、手続きとして過大である。 本県では議長を構成員に選出している。諸事情により議長が辞任し、併せて当該会議の構成員を辞任した場合なども、その度に「選挙により」選出することが必要となり、議会の負担が増える。 さらに、議会でのそのような判断にも関わらず、議長を辞任した場合でも、当該構成員からの辞意がない限り、構成員として調整会議に参加することになり、選出の趣旨から考えて望ましくない事態を招くこともあり得る。また、調整会議の開催前に急遽構成員を辞めた場合に、構成員をすぐに選出できず、調整会議を開催できないことも考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	79	03_医療・福祉	都道府県	宮城県、山形県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第69条の39第3項第3号	介護支援専門員の登録取消における都道府県知事の裁量権の付与	介護保険法第69条の39第3項第3号による介護支援専門員の登録取消における都道府県知事の裁量権の付与(「消除しなければならない」→「消除することができる」又は同法第69条の39第3項第3号の規定を第69条の39第2項に移す)	本県において近年、介護保険法第69条の39第3号の規定により介護支援専門員の登録消除が3件発生したが、いずれも更新手続きを失念し、介護支援専門員証が失効した状態で業務を行ってしまったことによるものである。 現在の規定では、酌量の余地なく消除するという非常に厳しい処分となっているが、介護支援専門員は、利用者個人との信頼関係のもと、生活状況や身体状況を把握しケアプランを作成する専門職であるため、消除となると事業者及び利用者の負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	80	03_医療・福祉	都道府県	宮城県、山形県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第69条の2第1項第6号・7号	介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和	介護保険法第69条の2第1項第6号及び第7号による介護支援専門員の登録の欠格期間を(社会福祉士の欠格期間と同様に5年→2年に)緩和する。	処分後の欠格期間が5年と、社会福祉士等の欠格期間2年と比較して長期であり、処分対象者が復職するためのハードルが高くなっている。 介護支援専門員が勤務する居宅介護支援事業所等は小規模事業所が多いため、欠格期間が長期であると処分対象者の雇用維持が困難となる。また、事業者及び利用者にとっても、新たな人材を確保し信頼関係を再構築するのは大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣府】 (10) 学校給食法(昭29法160) 学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>6【文部科学省】 (11) 学校給食法(昭29法160) 学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。 ・地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>・地方公共団体から私人への学校給食費の徴収又は収納の事務の委託については、地方公共団体が学校給食費を強制徴収できることに併せて、所要の措置を講ずる。</p>					
<p>6【国土交通省】 (8) 道路運送法(昭26法183) (vi) 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送に係る許可(21条)において、当初から1年以上の実証実験を行う計画がある場合であって、地方公共団体から要請があった場合には、許可期間を1年以上(3年程度)とできること、及び実証実験のデータの収集不足等を理由に許可の再申請がなされた場合であって、地方公共団体から要請があった場合には、再度許可(通算3年程度)を行うことを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知する。</p>	—		<p>【国土交通省】一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて(平成30年3月29日付け国自旅第318号)</p>	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29-77	
—	—	—	—	—	—
<p>6【厚生労働省】 (27) 介護保険法(平9法123) (i) 介護支援専門員の登録を受けているものの介護支援専門員証の交付を受けていない介護支援専門員が、介護支援専門員として業務を行った場合における当該登録の消除(69条の39第3項3号)については、当該登録をしている都道府県知事に対し、登録消除の裁量権を付与する。</p>					
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	81	03_医療・福祉	都道府県	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項(平成18年10月31日障発1031001号)	同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準の見直し	常時在宅での介護を要する障害者が在宅での就労支援サービスを利用中に重度訪問介護等を利用できるようにすることを求める。	常時在宅での介護を要する障害者が、在宅で就労支援サービスを利用する場合、その利用時間中に重度訪問介護等訪問系サービスを利用したときには、訪問系サービス事業者は通知(平成18年10月31日障発1031001号)により報酬を請求することができない。そのため、常時在宅での介護を要する障害者は就労系サービスと訪問系サービスのどちらかを選択することとなり、就労支援サービスの利用を断念せざるを得ない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	82	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・強い農業づくり交付金の配分基準について第2 ・農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について第2 ・産地パワーアップ事業実施要領第19の4	強い農業づくり交付金等における配分額の算出方法の明示	強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業について、交付金を配分した後に、当該配分額の算出方法を明示する。	強い農業づくり交付金等について交付決定された額が、当県において、既に示されている算定基準に基づいて算定した額より少なかったため、東北農政局に確認したが、具体的な算出根拠は示されなかった。県としては、配分された額の算出根拠が分からないため、各事業者に対する助成金の配分の基準の作成及び減額される事業者に対する説明に大変苦慮することとなった。そこで、農林水産省に照会したところ、明示されていない条件により算定していることが判明した。交付金額の多寡は事業を大きく左右するため、減額する率の算定方法等について明示される必要がある。 《明示されていない条件の例》 評価結果の配分額への反映について、達成率の平均値を算出する際には、100%を超える達成率の場合には、100%にすること等。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	83	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・強い農業づくり交付金の配分基準について第3 ・農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について第3 ・産地パワーアップ事業実施要領第19の4	強い農業づくり交付金等における前々年度の不用額の配分額への反映に係る不用額の算出から入札請差の除外	強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業について、前々年度の不用額の算出に入札請差が含まれるが、不用額の算出に当たっては、入札請差を除外する。	強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札に付すものとされており、一般競争入札の結果生じた請差は変更交付申請により国庫に返還しているにも関わらず、前々年度の不用額の配分への反映に係る不用額に入札請差が含まれている。一般競争入札により事業費の削減を図っているにも関わらず、後々のペナルティとなって配分額が減額されるという非合理的な取扱いであるため、事業主体からの指摘が多くなされており本県としては、説明に大変苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	84	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林水産省大臣官房経理課「補助金等・委託費交付事務の取扱について」の一部改正について	農林水産省が所管する補助金等の申請手続きの早期開始について	交付額の内示後に行っている事業計画の事前協議等を内示前にも行えるようにしていただきたい。	強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業(のうち整備事業)、東日本大震災農業生産対策交付金等農林水産省所管の補助金等については、国から県への割当内示後45日以内に国に対し交付申請を行わなければならないが、割当内示から交付申請までの間に国との事前協議や計画申請・承認手続きなど限られた時間で煩雑な事務を行う必要がある。 強い農業づくり交付金を例に示すと、割当て内示後、 ①実施計画の事前協議(実施主体、市町村、県、農政局)2週間程度 ②事業計画の妥当性等協議(県、農政局)1週間程度 ③計画承認・内示(実施主体、市町村、県) ④交付申請(実施主体、市町村、県、農政局) ※①と②の手続き終了後に公文書による手続きである③と④の事務を行っている。 しかし、現行の制度では、これらの事務を45日(土日祝日を含む)以内で実施しなければならないが、短期間で事務量が膨大となっている。また、申請者から国に関係書類が提出されるまでに市町村及び都道府県を経由することになり、事務スケジュールが例年厳しいものとなっている。 申請期間内に速やかに事務処理を完了させられるよう、事前協議等を内示前にも可能となるようにしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	85	09_土木・建築	都道府県	宮城県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法第99条 河川法施行規則第37条の6	河川管理施設の維持又は操作等の委託をうけることができる者の要件の見直し	河川法第99条、河川法施行規則第37条の6において、河川管理施設の操作等は地方公共団体、河川協力団体又は河川の維持管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人とされているが、地域の実情に応じてそれ以外の地元自治会や企業等にも委託可能となるようにしていただきたい。	水門や陸開等の河川管理施設については、市町村又は河川法施行規則第37条の6の要件を満たす団体(河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人)に限られている。 当県においては、フェンスで囲まれた一般企業が所有する土地を通らなければならない位置に整備した陸開があり、災害時等には当該企業への確認、開錠依頼等を行わなければならないが、県又は委託を受けた市町村等が迅速に対応することができない。 また、災害発生時に迅速に対応するためには、水門、陸開付近の地元自治会や企業に操作を委託することが有効な対策と考えられるが、当該規定で委託先が限定されていることにより、そのような対策を講じることができない状況である。 なお、海岸施設の水門・陸開の操作については、法令で委託先まで限定されておらず、「津波・高潮対策における水門・陸開等管理システムガイドライン」において地域の実情に応じて委託先を決定できるようにしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iii) 同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、常時介護を必要とする障害者の在宅での就労支援の在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii) 同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、就労移行支援及び就労継続支援の在宅利用を促進する観点から、やむを得ない事由により通所による支援が困難であると市町村が判断した在宅利用者に対し、就労系サービス事業所が費用を負担し、在宅利用者の生活に関する支援を提供した場合の加算を創設する。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第82号))]</p>		<p>【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第82号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_81</p>	
-	-	-	-	-	-
<p>6【農林水産省】 (15) 交付金等に係る配分額の算定事務 (i) 強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金及び産地パワーアップ事業費補助金における不用額の次々年度配分額への反映については、事業要望を調査する段階で、3者以上の業者から見積りを徴収して交付要望額に反映させた地区は、不用ペナルティ査定の対象としないこととし、当該交付金等の通知等を平成30年度予算配分までに改正する。 (ii) 強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金及び産地パワーアップ事業費補助金における不用額の次々年度配分額への反映については、不用額が生じた年度内の一定の時期までに都道府県が報告した不用額について不用ペナルティ査定の対象としないことを、都道府県に周知する。 [措置済み(平成29年5月10日付け農林水産省生産局総務課事務連絡及び平成29年10月2日付け農林水産省生産局総務課事務連絡)]</p>					
<p>6【農林水産省】 (14) 補助事業等の交付申請に係る事務 強い農業づくり交付金、東日本大震災農業生産対策交付金及び産地パワーアップ事業費補助金の交付申請手続については、着工時期を急ぐ等の特段の理由がある場合には、割当内示前に成果目標の妥当性等に係る協議又は確認を行うことが可能であることを、都道府県に平成29年中に周知する。 [措置済み(平成29年11月13日付け農林水産省生産局総務課事務連絡)]</p>	-		<p>【農林水産省】強い農業づくり交付金等の割当内示前の事前協議について(平成29年11月13日付け農林水産省生産局総務課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu-tsuchi.html#h29_84</p>	
<p>6【国土交通省】 (17) 河川法(昭39法167) 河川管理施設の操作の委託については、民間企業等に操作に係る作業をさせる方法等について、地方公共団体に平成29年中に周知する。 また、河川管理施設の確実な運用体制の確保に向けて、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(平成29年1月社会資本整備審議会答申)も踏まえ、地方公共団体以外の団体への私法上の委託の在り方を含め、引き続き検討していく。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	86	09_土木・建築	都道府県	宮城県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川敷地占用許可準則	河川敷地占用許可について、個人に対し菜園等を設置できるよう許可要件の見直し	河川敷地占用許可準則第6占用主体、第7占用施設に、個人が設置する菜園を追加していただきたい。	本県が管理している河川敷地の一部において、菜園の設置を希望する住民が複数いるが、河川敷地占用許可準則の規定により、現状は個人を対象として河川敷の占用を許可することができない。また、町内会等に菜園用の河川敷地占用及びその管理を打診したこともあったが、断られた経緯がある。当該河川敷には、現在、占用を許可している公園等はなく、県としても年に数回の除草等を実施する必要があることから、河川管理の支障とならない範囲での有効活用を考えている。そのため、占用料の徴収、抽選の実施等により機会の公平性を担保する、河川管理上支障となる工作物等の設置を行わせない、除草等を適切に行う等の条件の下で、菜園の用に供するための河川敷の占用を個人に対して許可できるよう、関係規定の見直しを求めるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	87	02_農業・農地	都道府県	宮城県、広島県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第2項、第5条第2項 農地法施行規則第37条 土地収用法第20条、第26条第1項	甲種農地の転用等の許可に係る土地収用法関連要件の緩和	甲種農地に係る転用等の許可について、現行、土地収用法第26条第1項の規定による告示が要件とされているが、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる場合に係る転用等については、土地収用法第26条第1項の規定による告示要件を、不要とさせていただきたい。	本県において施行する都市公園(広域防災拠点)整備に伴い、貨物駅の移転が必要となっているが、当該貨物駅の移転予定地が甲種農地となっている。これまでの説明会において、当該甲種農地の提供に反対する土地所有者はおらず、取得自体は円滑に行える見込みだが、甲種農地の転用のためには、土地収用法第26条第1項の規定に基づく事業認定の告示が必要となる。そのため、土地収用法に基づく事業認定について、東北地方整備局に相談を行ったが、地方整備局からは反対者がいない場合の事業認定はできない旨の意見があった。すなわち、現行制度では、事業への反対者がいない場合は、結果的に甲種農地の転用許可ができないという制度の欠陥があるため、事業の円滑な実施に支障をきたしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	88	10_運輸・交通	村	忍野村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	航空法第132条の2	国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し	航空法第132条の2の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行方法について、飛行空域となる当該市町村の意向が反映されるような仕組みとなるよう見直しを求める。 ①大臣承認に関しては、現場の実情を把握している飛行区域となる当該市町村に対し、同承認に関する情報を共有することとする。 ②大臣承認を受けた無人航空機の飛行であっても、観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行を確認した場合には、当該市町村から現場での飛行方法の注意や中止を求めることが可能となるようにする。	手軽に所持できるようになったドローンの飛行方法は、航空法の改正により明確化されたが、飛行実態を見るとそれが遵守されているとは思えない。特に、観光地やイベント会場などの多数の者が集合する場所での飛行が見受けられるため、安全な飛行方法の徹底が求められる。 また、航空法による承認は国土交通大臣となっていることから、現場を管理する市町村には承認の有無が把握できないため、ドローン飛行の管理・監視もできない状況である。本村は、富士山麓に位置し、世界文化遺産のエリアで忍野八海に8つの構成資産を有しており、通年観光客が絶えない地域である。最近、この忍野八海にドローンが飛行することがあり、観光客がいる上空や構成資産である池の上空を飛行していることから、観光客の安全面や墜落時の構成資産への影響が懸念される。また、当該空域は飛行禁止区域ではないものの、夜間飛行など特別なケースで大臣承認を得ている場合、承認に関する情報がないためルールに則った飛行なのかどうかの判断も出来ず、住民の問い合わせや飛行上のトラブルなどにも対応することができない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	89	03_医療・福祉	都道府県	高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の登録人数要件の実施要綱	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の登録人数要件の見直し	地方の実情に応じ、会員数50人未満の小規模な子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)についても運営が可能な制度とすること	【支障事例】 ファミリー・サポート・センターの運営については、50人以上の会員が必要とされているが、ニーズがあるにも関わらず、事業開始時に50人の会員を募ることが難しいという声が県内市町村から多数挙げられている。 【現状】 市町村単独で会員数50人の要件を満たせない場合、近隣の市町村と合同で事業の実施することができることとされているが、市町村の面積が広く、他の自治体とのアクセスが悪い場合等に、実際に稼働できる提供会員は同一市町村内に限られるため、合同で実施するメリットが乏しく、本県では、平成16年に高知市で開設されてから、平成28年に佐川町で開設されるまで、県内では実施市町村が1市のみという状況が続いていた。 【制度改正の必要性】 ファミリー・サポート・センター事業を実施している高知市の実績を基に、県内の人口が少ない市町村で予測される依頼会員の人数を算出すると、15人程度であり、実際に活動している依頼会員と提供会員の比率は3:2となっている。県内では、会員50人未満の場合に高知版ファミリー・サポート・センター事業を県単独費用で実施しているが、おおむね30人程度登録会員がいれば体制を確保することができると考えている。昨年度高知版ファミリー・サポート・センターを開設した香南市についても、会員数が50人未満でも問題なく会員の依頼に対応し、センターの運営が実施できている。登録人数要件を見直すことにより、小規模自治体においても、ファミリー・サポート・センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	90	01_土地利用(農地除く)	都道府県	山梨県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第39条	国土利用計画法第39条に基づく土地利用審査会の委員の任免に係る手続の簡素化	土地利用審査会は、地方自治法第138条の4第3項規定に基づき、国土利用計画法第39条の規定により設置される知事の附属機関であるが、その委員の任免については、附属機関の中で唯一、行政委員等の任免と同じく議会の同意が必要とされていることから、他の附属機関と同様な簡素な事務手続にすること。	土地利用審査会は、私人の土地取引を規制する権限を有することから、その任命・解任について都道府県議会の同意が必要とされている。しかしながら、本県において、都道府県知事の許可が必要となる規制区域について、制度創設以後、指定されておらず、注視区域や監視区域も指定されていない。また、規制区域が指定され、知事が不許可処分を行った場合には、国土交通大臣への再審査請求も可能であり、私人の財産権の制限に対する手続は十分に確保されていると考えられる。現行制度においては、委員の任命替えの手続きにおいて、議案の作成、それに伴う委員候補者の在任市町村からの戸籍、刑罰調書等の取得事務等、担当課室における負担が大きく、他の附属機関の委員の任免手続と比較しても著しく事務量が多い状態となっている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (11) 土地収用法(昭26法219) 土地を収用し、又は使用しようとする際の事業認定(16条)については、起業者の申請に係る事業について、その用地のうちに起業者の取得していない土地があり、20条各号に掲げる要件を満たす場合は、事業認定を受けることが可能であることを、地方整備局及び都道府県に周知する。 【措置済み(平成29年10月5日付け国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室事務連絡)】			【農林水産省】【国土交通省】事業認定における残件の取扱いについて(平成29年10月5日付け国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_87	
6【国土交通省】 (13) 航空法(昭和27法231) (i) 無人航空機の飛行については、飛行に係る国土交通大臣の許可(132条)又は承認(132条の2)(以下「許可等」という。)の有無にかかわらず、地方公共団体が口頭や文書交付等の行政指導の手段により、無人航空機の飛行の中止等を求めること、及び航空法とは異なる目的から無人航空機の飛行を制限する条例を制定している場合、地方公共団体が当該条例に基づき無人航空機の飛行の中止等を求めることは、航空法との関係において妨げられるものではないことを明確化するため、当該条例の事例と併せ、地方公共団体に平成29年度中に通知するとともに、「無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドライン」(平27国土交通省)等において無人航空機の利用者等に対し、周知を図る。 (ii) 無人航空機の飛行情報については、地方公共団体が必要な情報を共有することが可能となるよう、無人航空機の飛行情報を関係者間で共有できるシステムを地方公共団体の意見を踏まえつつ構築し、関係者間において確実な共有を図る。	—	地方公共団体が口頭や文書交付等の行政指導の手段により、無人航空機の飛行の中止等を求めること、及び無人航空機の飛行を制限する条例を制定している場合、地方公共団体が当該条例に基づき無人航空機の飛行の中止等を求めることは、航空法との関係において妨げられるものではないことを地方公共団体等に周知した。 また、無人航空機の飛行情報を共有できるシステムについては、平成31年4月から運用を開始した。	【国土交通省】平成29年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえた対応(航空法関係)について(平成30年3月28日付け事務連絡) 【国土交通省】(参考1) 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(平成29年12月26日閣議決定) 【国土交通省】(参考2) 無人航空機の飛行を制限する条例の事例収集について(依頼)(平成30年1月24日付け事務連絡) 【国土交通省】(別添) 無人航空機の飛行を制限する条例の事例	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_88	国土交通省航空局安全企画課
6【厚生労働省】 (31) 子ども・子育て支援法(平24法65) (i) 子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)の実施については、以下のとおりとする。 ・会員数要件については、当該事業全体の実施状況に係る調査を実施し、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【厚生労働省】 (33) 子ども・子育て支援法(平24法65) (i) 子ども・子育て支援交付金の交付対象事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)の交付対象となる会員数要件については、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、会員数50人以上から20人以上とする。 【措置済み(平成31年3月29日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)】	実施要綱を改正し、会員数20人以上であれば交付対象となった。(会員数要件を50人から20人に緩和した。)	【厚生労働省】「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」の一部改正について(平成31年3月29日付け子発0329第8号) 【厚生労働省】子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱新旧対照表	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu1suchi.html#h29_89	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	91	11_その他	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	公益法人認定法第13条 同法施行規則第11条	公益法人に係る変更届出の提出書類の削減	公益法人が法令で定める軽微な事項の変更があった場合に提出する変更届の簡略化	代表者や法人名称等の変更の場合は、変更事項を記載したかがみ文書に、変更後の代表者名、法人名等を記載した別紙を添付させているため、内容が重複している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	92	11_その他	都道府県	鳥取県、京都府、兵庫県、徳島県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	公益法人認定法第22条 同法施行規則第38条	公益法人に係る事業報告書等の提出書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書の添付書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書については、毎年度、社員名簿を添付させているが、直接の審査対象ではない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	93	11_その他	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	整備法第124条 同法施行規則第34条	移行法人に係る公益目的支出計画の実施完了確認の提出書類の削減	実施完了年度において、実施完了確認が先に行われて、その際に実施報告書が添付書類として提出されれば、その後改めて実施報告書を重複して提出する必要はない旨の周知。	移行法人に係る公益法計画の実施完了確認を求める際にも、提出済の実施報告書及び添付書類を求めているため、重複する書類提出の削減について、該当法人からは手続の度に見直しの声がしばしば聞かれる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	94	10_運輸・交通	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条第3号、第82条	乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和	既存の貨物自動車運送事業者だけでは当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な過疎地域等において、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと地域公共交通会議で認められ、協議が整った場合には、乗用タクシーにおいても少量貨物の有償運送を可能とする。	現在、中山間地では少子高齢化や人口減少が特に進んでいることから貨物や旅客の輸送量が限られており、事業の経営が成り立ちにくく、事業者の営業サービスが低下してきている。中山間地の住民が買い物をする場合、移動の困難である高齢者等が多いため自らが店舗に行くことも難しく、また注文しても配送手段がないため必要な時に必要なものが直ぐに手に入らない状況で有り、日常生活に支障をきたしている。現行、一般乗合旅客自動車運送事業者、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けた自家用有償旅客運送者及び地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送者においては、少量貨物の有償運送を行うことが可能であるが、バス路線や自家用有償運送を行う団体がなく、乗用タクシーが住民の足となっているような過疎地域など、地域によってはカバーできない場所もあり、地域の実情に応じたより弾力的な仕組みを構築する必要があると考える。また、一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者により貨物の有償輸送が行われていてもバス待合所等の荷物集積所まで荷物を取りに行き、自宅までこれを運ばなければならず、高齢者等にとってはかなりの重労働になる場合もあると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	95	10_運輸・交通	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第79条	自家用有償旅客運送者の拡充	自家用有償運送の申請主体について、NPO法人等以外の一般法人等についても申請ができるよう求める。	中山間地域の過疎地域等では、公共交通がなかったり、あっても本数が少なく使いづらいなど、日常の移動が不便な状況。このような公共交通空白地域では、公共交通空白地有償運送が行われているが、その運送主体は特定非営利活動法人(NPO法人)などに限られている。しかし、人の少ない中山間地では申請主体となりうる組織としての団体が存在しない場合もあることから、当該運送手段を実施することができなく、地域住民の生活に支障が生じる。	—
H29	96	10_運輸・交通	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、岡山県、広島県、山口県	警察庁、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第44条、第46条	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両も停車できることを明確化するとともに、地方公共団体等に周知すること。	路線定期運行バスの停留所には、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両が停車できないため、路線バスと、区域運行や自家用有償旅客運送事業によるコミュニティバス等との乗り換えを行う利用者は、路線定期運行バスの停留所から区域運行バス等の停車位置まで移動する必要が生じ、円滑に乗り換えを行うことができないとの解釈が生じている。 【実例】 既存バス路線が廃止された地区で4条許可による乗合タクシーを運行している。乗合タクシーは市街地に乗り入れる路線定期運行のバス路線に結節しているが、路線定期運行のバス停に乗合タクシーが停車できないため、路線定期運行のバス停から離れた場所に乗合タクシーのバス停を別途設置している。これにより、利用者はバスの乗り継ぎのために徒歩で移動する必要があり、住民から乗り継ぎの不便を訴える苦情や利便性向上を求める意見が寄せられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【内閣府】 (16)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49) 公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出や事業報告等の提出に係る手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、当該手続に用いる新しいシステムの運用を平成30年度中に開始する。					
6【内閣府】 (16)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49) 公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出や事業報告等の提出に係る手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、当該手続に用いる新しいシステムの運用を平成30年度中に開始する。					
6【内閣府】 (17)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平18法50) 移行の認可を受けた一般社団法人又は一般財団法人で、移行時に保有する公益の目的のために支出すべき財産の額に相当する金額を同目的のために支出することにより零とするための公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていない法人(以下この事項において「移行法人」という。)による都道府県等への公益目的支出計画実施報告書(以下この事項において「報告書」という。)の提出については、事業年度終了後3か月以内に、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受け、移行法人に該当しなくなった場合には、当該法人は、当該事業年度の報告書を都道府県等に提出する必要がないことを、平成29年度中に都道府県に周知する。					
6【国土交通省】 (10)道路運送法(昭26法183)及び貨物自動車運送事業法(平元法83) (i)過疎地域におけるタクシー車両を用いた一般貨物自動車運送事業については、平成29年9月1日から許可の申請を受け付ける旨を地方公共団体に周知する。 [措置済み(平成29年8月7日付け国土交通省自動車局長通知)] (ii)一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省】 (10)道路運送法(昭26法183)及び貨物自動車運送事業法(平元法83) 一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域(同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域を含む。以下この事項において「過疎地域」という。)であって人口が3万人に満たないもののほか、過疎地域であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とする。 また、対象区域以外の区域については、当該区域を含む旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者に対する調査を令和元年度中に実施の上、地方公共団体の意見や輸送の安全の確保及び利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点を踏まえつつ、対象区域の範囲の拡大について検討し、令和2年中に結論を得る。	一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域(同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域を含む。以下この事項において「過疎地域」という。)であって人口が3万人に満たないもののほか、過疎地域であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とした。	【国土交通省】旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(令和2年9月10日付け国土交通省自動車局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_suchi.html#h29_94	国土交通省自動車局貨物課
—	—	—	—	—	—
6【警察庁(1)】【国土交通省(9)】 道路運送法(昭26法183)及び道路交通法(昭35法105) 一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白輸送)及び公共交通空白地有償運送に限る。)に使用される特定の車両については、都道府県警察がその構成員として加えられた地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸令75)9条の2)又は運営協議会(同令51条の7)で認められた一定の停留所において、道路交通の実態に応じて、停車又は駐車を禁止する場所の特例(道路交通法46条)について適切な対応がなされるよう、都道府県警察に平成29年度中に通知する。 また、当該停留所並びに地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)6条)において認められた一定の停留所における当該車両の取扱いについて、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知するとともに、「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成の手引き」に掲載する。	—		【警察庁】道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐(停)車可の交通規制に係る取扱いについて(平成30年3月7日付け警察庁丁規発第5号) 【国土交通省】「道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐(停)車可の交通規制に係る取扱いについて」等の周知について(平成30年3月7日付け事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu_suchi.html#h29_96	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	97	10 運輸・交通	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	公共交通の乗り継ぎ拠点整備の補助対象の拡大	国庫補助対象となっていない乗り継ぎ拠点施設等のハード整備に要する経費を補助対象とすること。	まちづくりとの連携や持続可能な交通ネットワークの形成を目指して地域公共交通網形成計画を各地域で策定しているところ。これに基づく公共交通機関のネットワークの再構築には、効率的なバス運行を行うために乗り継ぎ拠点施設が必要となる場合が多々あるが、当該施設の整備に要する経費が国庫補助対象となっていないため、地域公共交通網形成計画を策定してもその実効性が低くなる。	—
H29	98	10 運輸・交通	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	乗合自動車の補助条件の見直し	全国で一律となっている乗合バス補助条件を地域の実情に合わせた基準に緩和すること。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、バスを取り巻く環境が大きく違う地域を一緒にして補助の仕組みが作られており、全国一律の基準により制度設計がなされている。人口が少ないため利用状況が低い中山間地域を含む系統では、平均乗車密度が低く全国一律の国庫補助条件を満たすことができず、バスの存続が困難となっている。バスを取り巻く環境を考慮し、地域の実情に合わせた補助条件を設定することにより地域で必要なバス路線を維持することができる。	—
H29	99	03 医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第65条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第46条 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和すること。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)において、「指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従事者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を終了しているものでなければならない。」と規定されており、運営法人の代表者の要件が限定されているが、該当する研修等の開催回数が少ない場合も有り、経験に係る要件を満たすことができない者の新規参入を妨げる一因となっている。また、代表者交代等による事業の継承時においても、当該要件を満たす者が準備できるまでの時間を要し、「事業者の代表者」の変更手続が行えないなど、スムーズな事業継承を妨げている。当該要件は「従うべき基準」であるため、市町村等で定める事業運営基準条例等において、地域の実情を反映した独自の基準をもとに運営することができない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	100	03 医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、国において一元的に処理するよう体制を整えるなど、所要の整理を行うこと。	幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があり、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。)なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が生じ、支障の抜本的解決に繋がっていないことも挙げられる。また、地震等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金」(厚生労働省所管)についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html
H29	101	03 医療・福祉	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法	准看護師試験実施方法の見直し	都道府県知事が行う准看護師試験の事務について、委託可能機関を都道府県以外にも広げて委託実施できるように見直しを行う。	「准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも一回これを行う」、「准看護師試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、都道府県に准看護師試験委員を置く」こととされている。また、「准看護師免許の全国通用性を担保する観点及び問題作成事務の作業量を削減する観点から、複数の都道府県が共同で統一試験問題を作成することや、可能な限り同一日時に試験を実施することが望ましい」とされており、現在、全国6ブロックに分かれて、各ブロックごとに同一日時に統一試験問題で実施している。都道府県知事が行う准看護師試験の事務は、他の都道府県に事務を委託することが可能となっているが、どの都道府県も准看護師教育に精通した専門職員が配置されているわけではなく、臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況であり、8県が共同で問題作成を行っても事務負担は大きい。(当県の平成28年度の准看護師試験に係る時間外勤務実績は200時間を超えている。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (iv)指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者が受講する認知症対応型サービス事業開設者研修については、代表者に変更がある際の当該研修の修了について、一定の経過措置を設けることを検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (ii)指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者が受講する認知症対応型サービス事業開設者研修(以下この事項において「研修」という。)については、代表者の変更の届出を行う場合に、研修が開催されていないことにより、当該代表者が研修を修了していない場合、代表者変更の半年後又は次回の研修日程のいずれか早い日までに、研修を修了することで差し支えないことを明確化するため、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平18厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課)を改正する。 [措置済み(平成30年3月22日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)]</p>		<p>【厚生労働省】「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成30年3月22日付け老高0322第2号、老振発0322第1号、老老発0322第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_99</p>	
<p>6【内閣府】 (6)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>6【文部科学省(7)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (10)保健師助産師看護師法(昭23法203) 准看護師試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に事務を委託することを可能とする。</p>	—	<p>都道府県が准看護師試験事務を指定試験機関に委託可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】保健師助産師看護師法に基づく指定試験機関に関する省令(平成31年3月18日付け厚生労働省令第25号) 【厚生労働省】保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月18日付け厚生労働省令第24号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う保健師助産師看護師法施行規則の一部改正及び保健師助産師看護師法に基づく指定試験機関に関する省令の制定について(平成31年3月29日付け医政発0329第48号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_101</p>	厚生労働省医政局医事課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H29	102	01_土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、兵庫県、徳島県、堺市	農林水産省	A 権限移譲	森林法第25条、26条	大臣権限に係る保安林解除の権限の都道府県知事への移譲	公益上の理由による必要が生じた時の保安林解除権限の都道府県への権限移譲	指定、解除申請の標準処理期間については、解除申請の場合、農林水産大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、農林水産大臣に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまでに相当な期間を要しており、道路等の線的な施設であり他に適地がなく、公益性の高い事業の着手に支障をきたしている。	—
H29	103	11_その他	都道府県	鳥取県、関西広域連合、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	放送法施行規則第143条から第145条まで	小規模施設特定有線一般放送に係る届出の添付資料の簡素化	放送法施行規則第143条に定める都道府県知事への小規模施設特定有線一般放送の届出に必要な道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写しと再放送の同意に関する事項の記載を不要とする。	辺地共聴施設等の小規模な共聴施設(51端子～500端子)により行われている地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と定義し、その業務に関する事務及び権限については、平成28年4月1日より総務大臣から都道府県知事へ移譲されているところ。その事務において、開始及び変更の届出に係るものは、放送法施行規則第143条で定める、道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し、電柱共架に係る資料、再放送の同意書等専門的な内容が含まれる資料が必要であり、届出を行う小規模自治体や市町村内の集落から不慣れな資料作成や手続きへの負担があるとの意見が寄せられている。この点、道路法等の規定に係る部分は関係法令で規制がかけられており、また、再放送に係る部分についても、本手続きはあくまで届け出であることを踏まえれば、届け出の段階で一律に関係書類を網羅的に提出させる必要性は乏しく、届出者に係る必要最小限の情報を把握した上で、必要に応じて放送法第175条に基づく資料提出を求めて対応することにより、受信者利益の保護という目的を達成することは可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	104	03_医療・福祉	都道府県	岐阜県、本巣市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	放課後児童支援員の配置数の緩和	中山間地域において、放課後児童支援員1人で実施可能とする。	○本市には、特定農山村法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための特別措置法等に関する法律が適用される、中山間地域がある。 ○中山間地域には、全校児童数が非常に少数の小学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設を求める保護者からの声があったため、利用登録者は1名のみであったが、児童福祉事業として、放課後児童クラブを必要とする子どもが利用できるよう、平成28年度に、小学校の空き教室を利用して、開設した。現在利用している1名は、保護者が就労しているため、平日毎日放課後児童クラブを利用している。 ○中山間地域は豪雪地域で、冬場別の地域に移動して放課後児童クラブを利用することはできず、放課後に子どもをスクールバスで移動させ、知らない子と一緒に預かるのは、子どもの放課後の過ごし方として、望ましくない。また、中山間地域の子は、その地域で幼少期を過ごしてほしいと思っているため、利用者が少数でも、放課後児童クラブを継続していきたい。 ○しかしながら、現行制度では、1人の子どもに放課後児童支援員2名の配置を必要とする。現在の人員配置では、人材の確保が難しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	105	03_医療・福祉	都道府県	岐阜県、中津川市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱	放課後児童クラブの職員配置要件の緩和	併設する学校職員等との連携により放課後児童支援員1人で放課後児童クラブを実施可能とする。	本市は、合併により、南北に長く、市内でも地域によって子育ての環境が異なる。人口が少なく放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用希望者が多く、新設が必要な地域もある。放課後子ども総合プランでは、平成31年度末までに約30万人分の放課後児童クラブを新たに整備し、そのうち約80%を小学校内で実施することとしているが、利用ニーズが少ない地域では、働き手が少なく、新設が必要な地域では、保育士不足の現在、支援員として勤務する基礎資格(保育士、社会福祉士、学校教員等)の保有者確保は非常に厳しい状況である。現行では、放課後児童クラブ1単位に対し、2名以上の放課後児童支援員の配置が必要とされており、省令10条5項で、利用者が20名未満の際に、放課後児童支援員1名を除き、同一敷地内の業務を兼務可能とされているが、利用者が少ない場合には、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。また、利用者が一定数いる場合においても、学校等近接した施設との連携により、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。なお、当市では、学校内や市の出先機関付近に放課後児童クラブを設置している地域が多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html
H29	106	03_医療・福祉	指定都市	大阪市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第24条及び第56条第8項 FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よくある質問) 応諾義務について(案)(平成26年9月11日 内閣府子ども子育て本部主催 子ども・子育て支援新制度説明会 配布資料)	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	認定こども園等において過年度分保育料を遡及して変更する場合の徴収方法に関する規制緩和	○行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、保育所では市町村が保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められていない(幼保連携型・保育所型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収が可)ことから、施設が独自で徴収事務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条1項)の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22 法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24 法65)59 条5号)に従事する者及びその員数(34 条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_104</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条1項)の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><平30> 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22 法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24 法65)59 条5号)に従事する者及びその員数(34 条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_105</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>6【内閣府(4)】【文部科学省(6)】【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が認定こども園において特定教育・保育(子ども・子育て支援法27条1項)を受けた乳児又は幼児の保護者が支払うべき額(子ども・子育て支援法施行規則(平26内閣府令44)2条2項1号。以下この事項において「利用者負担額」という。)の徴収事務に関与することについては、以下のとおりとする。 ・行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成29年度中に必要な周知を行う。</p> <p>・市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務(児童福祉法56条7項及び8項並びに子ども・子育て支援法附則6条7項)の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</p>	—	<p>行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成29年度中に必要な周知を行う。</p>	<p>【内閣府】自治体向けFAQ 第16版</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2017/h29fu1suchi.html#h29_106</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部</p>